

第百七十七回国
会

参議院国土交通委員会會議録第六号

平成二十三年四月十二日(火曜日)
午前十時一分開会

委員の異動

三月三十一日

辞任
平山 幸司君

補欠選任
北澤 俊美君

四月一日

辞任
北澤 俊美君

補欠選任
平山 幸司君

四月十一日

辞任
川崎 稔君

補欠選任
行田 邦子君

出席者は左のとおり。

委員長
理事
小泉 昭男君
藤本 祐司君
室井 邦彦君
佐藤 信秋君
吉田 博美君
長沢 広明君

委員

池口 修次君
小見山幸治君
行田 邦子君
平山 幸司君
藤原 良信君
安井美沙子君
米長 晴信君
岩井 茂樹君
岡田 直樹君
中原 八一君
脇 雅史君
渡辺 猛之君

国務大臣

国土交通大臣

大畠 章宏君

副大臣

農林水産副大臣

篠原 孝君

国土交通副大臣

三井 辨雄君

国土交通副大臣

池口 修次君

事務局側

常任委員会専門員

機原 利明君

政府参考人

外務大臣官房審議官

渡邊 優君

厚生労働省社会・援護局長

清水美智夫君

資源エネルギー庁原子力安全・保安院審議官

黒木 慎一君

国土交通大臣官房建設流通政策審議官

大森 雅夫君

国土交通大臣官房技術審議官

深澤 淳志君

国土交通省総合政策局長

北村 隆志君

国土交通省都市・地域整備局長

加藤 利男君

国土交通省河川局長

関 克己君

国土交通省港湾局長

林田 博君

国土交通省航空局長

本田 勝君

国土交通省航空局長

溝畑 宏君

気象庁長官

羽鳥 光彦君

環境大臣官房廃棄物・リサイクル対策部長 伊藤 哲夫君

本日の会議に付した案件

○政府参考人の出席要求に関する件

○国土の整備、交通政策の推進等に関する調査(災害復旧事業、応急仮設住宅及びがれき処理に対する国庫負担に関する件)

(東日本大震災による観光産業への影響と対策に関する件)

(観光振興のための情報発信の必要性に関する件)

(災害時の通信・観測におけるバックアップの必要性に関する件)

(我が国船舶に対する放射能検査等の現状に関する件)

○関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する法律案(内閣提出)

○航空法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○委員長(小泉昭男君) たゞいまから国土交通委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。

昨日、川崎稔君が委員を辞任され、その補欠として行田邦子君が選任されました。

○委員長(小泉昭男君) 政府参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

国土の整備、交通政策の推進等に関する調査のため、本日の委員会に外務大臣官房審議官渡邊優君、厚生労働省社会・援護局長清水美智夫君、資源エネルギー庁原子力安全・保安院審議官黒木慎一君、国土交通大臣官房建設流通政策審議官大森雅夫君、国土交通大臣官房技術審議官深澤淳志君、国土交通省総合政策局長北村隆志君、国土交通省都市・地域整備局長加藤利男君、国土交通省河川局長関克己君、国土交通省港湾局長林田博君、国土交通省航空局長本田勝君、国土交通省航空局長溝畑宏君、気象庁長官羽鳥光彦君及び環境大臣官房廃棄物・リサイクル対策部長伊藤哲夫君を政府参考人として出席を求め、その説明を聴取することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(小泉昭男君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(小泉昭男君) 国土の整備、交通政策の推進等に関する調査を議題とし、質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願います。

○佐藤信秋君 自由民主党の佐藤信秋でございます。冒頭に、今回の大震災、津波でお亡くなりになられた皆様と被害に遭われた皆様に心からのお悔やみとお見舞いを申し上げます。

また、これからは元気で復旧復興に向かっていただかなければいけないので、そうした点も踏まえて質問をさせていただきます。

冒頭に、五月号の文芸春秋に、この震災で一生懸命やつておられる方々、自衛隊や地方整備局の人たちの記事が載っておりまして、その中で、大畠大臣が、とにかく人命救助第一と、こういうことで、徹底的に実行するようという指令を出しておられる。私もつくづくそう思っております。

と、とにかく国が責任取るんだと、後のことをあれこれ考える前に行動しろということが一番大事なことかなと、こういうときにですね、と思っております。

大臣の御指示の内容を具体的に、

国民の皆様にもちよつと安心していただくために、少しかいつまんで、どんな御指示をなさったか、お伺いしたいと思います。

○国務大臣(大畠章宏君) ただいまの御質問でございますが、私も三月十一日に夕方、第一回の国土交通省としての対策会議を開いたときに、徳山東北地方整備局長とテレビ会議等でいろいろと情報をお伺いいたしました。

その中で、私がまず脳裏にあったのは、私はこの東京にいるわけですが、現地を知っているのは東北地方整備局の徳山局長を始めとして三千人を超える局員の皆さんであります。したがって、徳山局長には、まずは人命救助を第一主義でいつてほしいと、必要なことについては私に代わって判断していただいて結構ですと、それから予算等についても考えなくて結構ですと、後から何とかしますから、とにかく人命救助を主眼に置いてまず行動していただきたいと、こういうお願いを申し上げました。徳山局長からは、分かりましたと、全力を尽くしますと、こういうことであります。たしか当時、あの局員の中にも自ら被災をし、そして家族の安否も分からないと、こういう職員の方々もおられました。まずは職場に駆け付けて、国土交通省としての職員としての責務を果たすために全力で当たっていただきたい。改めて御礼を申し上げます。

そこで、徳山局長からは、人命救助のためにはまずは救助隊といえますが、被災地に対しての救助の方々が入るための道路の確保が必要だと、こういうことで道路確保に全力を投入していただきました。さらには、飛行機でその救援隊が入るところでありますから、飛行機はどうなっているのか、あるいは鉄道はどういう状況にあるのか、あるいは港はどういう状況なのか、徐々にこら辺が分かってまいりましたが、いずれにしても道路の通行可能な状況にするためにありとあらゆる努力をしていただいたことは事実でございます。

そういう状況の中で、改めて、自ら被災をしな

がら、そして家族の安否をよく確認できない状況の中でも頑張っていた東北地方整備局、運輸局の皆さんには心から感謝を申し上げます。

以上でございます。

○佐藤信秋君 その場合に、誰の管理の道路であるとかいうことは気にせずに、とにかく、くしの藪作戦というんですか、とにかく開けると。あるいは、市町村へ、リエゾンというんですかね、連絡役をそれぞれ派遣したと。私も現地の方に行きました。市町村にそれぞれ二人ずつぐらい県も含めて行っていて、いろんな何が不足、かにが不足という点について、あるいはどうしてほしい、こうしてほしいという要望を承りながら、市町村長じかに、随分よく機能したなとつくづく思っておりますので、大臣の指示がいかに適切であったかということだろうと思っております。感謝を申し上げます。ありがとうございます。

そこでなんです、そこでそろそろ補正も組んでいかなくちゃいけないと、こういうことだろうと思っております。新聞記事等ではいろいろ出ていますけれど、これはお願いなんですけど、お手元にも資料をお出ししてありますが、いわゆる公共事業費なるものが去年一八・三％、今年は一三・八％、交付金入っても五％減と、合計しますと三割減近いという状況の中で、これ以上公共事業費そのものを削って災害復旧費なりなんなりに捻出するとうんじやなくて、阪神・淡路大震災のときにも三度ほど補正しておりますよね。ですから、まず補正、手を打つべきところに手を打って、そこで何が不足かということを見ながら更なる補正を考えていくと。財政状況厳しい、これは分かりますが、日本全体の経済を回していくということも考えながらやりたいんだということが大変なことだと思ひまして、その点について大臣にお願い申し上げます。

○国務大臣(大畠章宏君) 御指摘のように、今回の東日本大震災の対応のために優先すべきはやは

りこの震災対策に力を入れると、こういうのは当然でございます。じゃ、予算をどこから持ってくるのかと、こういう話になってまいりました。御指摘のように、この公共事業費、施設費等における予算の五％を一つのめどとして執行を一旦留保して被災地の復旧復興に重点化を図ると、こういう方針が示されました。御指摘のように、私も、この公共事業費というものの社会的な認識というのが非常に大きく三・一一以降変わってきたと思ひます。それは、防災というものは非常に大切な一つの方針である、政策である、こういう認識を持っていたらと思ひます。

したがって、御指摘のように、今回、五％程度を一つの留保すると、こういうことで予算を集めて東日本大震災の対策に充てますけれども、しかしその留保するという中で、いわゆる、西日本の公共事業はどうなるのかと、こういう御指摘だと思ひますが、国民生活の安全、安心にかかわるものについては除くと、こういうことになっておりますから、一つは、西日本の公共事業においても単に五％削るんじやなくて、安全、安心にかかわるものについてはしっかりと執行すると。それから、今後の状況において必要なものについては、公共事業において、防災あるいは地震対策、津波対策等も含めて改めて総見直しをして、そのような分野についての公共事業についてはしっかりとやっていくと、こういう方針で国土交通省としては臨みたいと考えているところがあります。

○佐藤信秋君 そこで、実は今私がお願い申し上げたのは、既に予算全体が二十三年度当初分でいうと五・一％はマイナスと。そこからまた五％留保するとうようなことだと、一割留保になってしましますよね、一割削減。これだけは駄目ですよ。元々、民主党のマニフェストでは、公共事業費・三兆、四年間で切るよと。これを一年目で切ってしまったわけですね、一年目で。二十三年度はそこから更に、五％ですから三千億ぐらい

ですかね、予算上は切って、そこからまた、この災害があつたからというのでそこから更にまた切るよということでは、これは今度は災害の予防の方、防災の方が手が入りませんよ、それだけはやめてくださいとね。むしろ、そういう災害予防、防除といううようなことをベースに考えると、今後の補正で増やしていくてくださいますと、こういうお願いをしておりますので、ここはもうお願いで、よくよくお分かりいただけることと思ひます。

それと、大臣のお話の、とにかく国が責任持つよ、大臣が責任持つよということが大変大事なことと、これは政府全体として本当はそれを言っていたきたいというのが、私は震災発生以来、今日で四度目の多分質問になると思うんですけども、予算委員会、国土交通委員会、それから災害対策特別委員会ですね、四度目の質問になると思ひますのでこれ以上答えは求めませんが、災害救助法適用の厚労省の清水局長もおられますし、それから今度は災害復旧法の方は、これはまた要求官庁としての国土交通省の役割も大変大事なことろがありますので、その両方に、一定額以上の地方の負担が出てくる分というのは国が十分の十やらないかといけませんよと。

実はそこで、いろんなそごといひますが、どうしたらいいんだらうなという公共団体の戸惑いというものがたくさん出てきています。これは知事や市町村長に会えばよく分かります。一つ一つは申し上げません。ただ、少なくとも救助法、それから復旧法、激甚災害の国庫負担法と、このそれぞれが一定額以上、十分の十持ちますからと、いづれにしても国が責任を持つてちゃんとやるからというメッセージが本当は必要なんです。今まで本当はほとんど出していただけじゃなかったんです。大臣の先ほどの御発言のように。だけど、これからでも、今からでもそれを出すべきだということに思ひます。これは政府全体の議論なので、また予算委員会等で総理始め各閣僚にお願いしよ

うと思います。四度目の質問なものですからね、これ自体はお願いなものですから。

ただ一点、災害復旧の国庫負担法の方。これは実は私も、あつ、あつと思つたんですが、国の直轄分の維持管理費を十分の十に去年と今年でしましたね。実は、それに伴つて本当は復旧法の方も直轄の分は十分の十にしておかなきゃいけなかつたんだと思ふんですね。言つてみれば修繕の類ですから、災害復旧、元に戻すんですから。そこをやつていなかったというのが実はあれあれと。あのころはまあ法案審議そのものがほとんど、余りなかつたというのがありますが、しかしながら、これは遡及適用でもやらなきゃいけない事柄だろうと。論理的に当然そうなんです。維持管理は地方負担なくしました、災害復旧だけ何で直轄の地方負担があるんですか。これは私も知事さんなんかと話していて、そんなもの当たり前だよと、こう言われて、ああ、そうだと、うかつかりしていたなと、こういうことなんです。

もちろん、災害復旧そのものといひますかね、激甚災害の方の規定に移して、復旧法の方のグレードも上げないかぬと思ひます、国の負担の割合。激甚災害の方はもうちょっと上げなきゃいけないと、国の負担の割合をすよ。だから、百分の五十以下は今二分の一になつていますが、ですよ、激甚災害の負担の方、地方の負担の。だけど、これは八割にするとか、標準地方税収の百分の百ぐらゐになつたら、それ以上は十割負担にするとか。これはもう何度も言ひました。また、これは別の機会に言ひますが。

災害復旧の国庫負担法の方の直轄の分というのは論理的に十分の十じゃないとおかしいかなと思ふものですから、どうでしょうかね、担当局長。

○政府参考人(関克己君) お答えをいたします。委員御指摘のように、いわゆる維持管理等あるいは修繕等につきましては費用負担については先般見直されておまして、それぞれの管理者の負

担で行うというふうにされているところでござります。

また、こういったものについて、国又は地方公共団体の災害復旧事業等の一環として行われる場合には、お話のように、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法にのつとて、費用の三分の二以上を一般的には国が負担し、当該災害復旧事業が激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律に基づく特別の財政援助の対象となる場合には、更に国の補助率のかさ上げが講じられると。これは一般の災害復旧事業と同じような扱いになっているところでございます。これは、地方公共団体が実施する事業あるいは国が直轄として行う事業についてもこの地方負担分については同じ扱いになっているところでございまして、今回、三月十二日に激甚指定等がなされたというところで、そういう意味では地方の負担というものを軽減する措置がその中で、現行の制度においてとられるようになっていくところでございます。

被災者の支援や今後の被災地の復興復興に關し、この度の災害を踏まえ、国の取り得る政策手段を最大限に活用して地方の負担というものに對応していく必要があるというふうに考えているところでござります。

○佐藤信秋君 というお答えを期待したわけでは全くなくて、維持修繕、二十二年度から、二十三年度から全額直轄の場合には国が負担しますと。復旧だけどうして取り残したんですか、同じじゃないですか、基本の精神は、それ、かさ上げることはあつても、復旧の場合には一割下さいと、こういう議論になつていくから、論理がおかしいですよ、気が付かなかつたですね、お互いにと。だから遡及適用したらどうですかと、こういうことを言っているんで、これは検討してください。理屈の世界でそうするしかない私は思つていますけど、大臣、副大臣、頼みますね。お答えがあるなら、済みません。

○国務大臣(大島章宏君) 現在の制度については

先ほど河川局長から答弁をさせていただいたとおりであります。御指摘のように、正直なところ、今回の大震災で被災を受けた市町村あるいは県にしても財政的には大変困窮しているというのが実態だと思ひますし、今の現状の制度というのが本当に妥当なのかどうかということについては私も再検討することが必要だと思ひます。

よく関係のところで十分検討をし、そして当委員会でのこの御発言等も踏まえて対処することが必要だと私は感じております。

○佐藤信秋君 ありがとうございます。心強いお言葉であります。是非実行していただきたいと思ひます。

これは質問じゃありませんが、一言だけお願いしておけば、原子力の損害賠償の世界もある程度そういうことが言えるかなと思つてゐるんです。制度上は、天変地異、たつたら国が全部補償はしますと、その真ん中に、地震、津波の場合には千二百億までこれは国が補償します、そこから先は事業者と話し合ひですと、こうなつてゐるんですね。ここは、どういう負担割合にするかという問題は別にして国が全部きつとやりますと、それで事業者の、今回の場合には東電ですね、支払能力どれだけあるか、お互いの役割分担をどうするかというのをやるべきであつて、一旦そこをきちつと政府として言つていただくというのがやっぱり一番大事なところであつて、思つてゐますからお答えは要りませんが、是非政府の中ではそんな議論もしていただいて、国がやりますところから国民に安心していただくという必要があるんだらうと思ひます。

次に、ごめんなさいね、ちつと救助法の世界なんですけど。応急仮設住宅そのものは、どんなふうの手配していくかというのは国交省の方である程度、手配計画といひますか、そんなことも含めてやつていただいている。ただ、全体像を考えると、これ非

常に複雑です。非常に複雑、仮設住宅だけじゃなくて。だから、救助法の世界を二枚目に付けましたけど、これはこれとして置いておいて、議論に必要なればここに來ますけど。

三枚目、勝手に私、書いてみたんですけど、資料の三と書いたものなんです。

災害が起きたら避難所へ行かれる、あるいは自宅で壊れそうなんだろうしとか、ここから直接公営住宅等の借り上げに行かれる方もおられるかもしれない。それから、国交省の方で御手配いただいておりますが、厚労省と一緒にやつて、場合によつては旅館、ホテル等で避難所としてお使いいただいてもいいですよ。そういう状態の中から復旧復興の段階に入つてくると、自力再建あるいは防災集団移転であるとか、公営住宅に入るとか、自力再建できる方がたくさんおられるいいんですが、これがなかなか今回にわかには、津波にさらわれたところは、さて、家、戻して建てようかといつても地籍分らない、だからちつと時間が掛かるだろうと、こういう問題があります。

こういう中で、じゃ、仮設住宅お急ぎですよ、お急ぎですが、こういう類型、例えば遠隔地の旅館等に行かれたときに、ここ避難所ですよと、あるいは遠隔地でなくても一緒ですよ、避難所、長い間おられる、あるいは公営住宅を取りあえず借り上げていただいております、こういうときに、それぞれが費用負担と、こういう問題が、原則が出てくるんですね。入られる方に全部大丈夫だよと、こういうところまでもちろんやつていただきたいと思います。

それで、これどうなるんでしょうかねというんで、やつぱり多少手が鈍つてゐる部分があるんですね。例えば、応急仮設住宅でいうと、一般基準は一戸当たり九・五坪平均だとすると二百三十八万ですよ、たしか一般基準、去年の四月一日だと。それで、何うところによると、やつぱりこれは二百五十万から四百万ぐらゐ掛かるんじゃない

かと。差額どうなるんだろうと、こういう問題があるんです。

それから、プレハブだけじゃなくて、大急ぎです。それから、国交省の方で三万戸を取りあえず二か月手配しようかと、こう言っておられるんですが、三万戸実際にできるかどうかという問題と、それからそれ以上に、みんな待っているんで、半分は二か月間待つてくたさい、その後また三万戸用意しますからというんでは、現地では何で俺が待たなきゃいけないのと、こうなるんですね。私もおととい行ってきましたけど、いろんなところで五百戸欲しいんだがまだ五十戸しか手当てができていないとか、土地はあるんだけど手が付いていないんですよとか、それはそれで努力していただかなきゃいけないんですが。

やっぱりそういう中で、これちよつとトレンディアルな問題になって恐縮なんですけど、局長、いつも来ていただいて済みませんね。九・五坪、二百三十八万円という標準というものは、では超えた分、大体百五十万ぐらい超えそうだって心配するわけですよ、初めてやるもんですからね。そういうのは費用の面ではどうなるんでしょうかね。

○政府参考人(清水美智夫君) 御指摘のとおり、応急仮設住宅の平成二十三年度の一般基準額は二百三十八・七万円ということでございます。しかしながら、今回の大震災の被災地は寒冷地ということがございまして、断熱材を入れたり、あるいは積雪の補強といったようなことが必要になってまいります。それが一点。また、高齢者・障害者対策としてバリアフリー化など特別な仕様、こういう経費も追加するといった必要もあるかと思えます。これが二点目。三点目といたしまして、需給状況、これもやはり考慮しなければいけないというふうに考えてございます。このようなものを考慮いたしまして、私どもとしましては適切な特別基準を設定してまいりたいと考えてございます。

いずれにしましても、厚生労働省といたしましては、国土交通省を始めとして関係府省、それから実際に実施主体でございます都道府県と十分相談しながら、被災者の方々のニーズに可能な限り応じられますよう、応急仮設住宅に関する取扱いを柔軟かつ適正に行つてまいりたいと考えてございます。

○佐藤信秋君 柔軟にやっていたら、大変有り難いお話なんです。ただ、今寒冷地というお話がありました。寒冷地適用というのは沿岸部の方の、宮城ぐらいまでは沿岸部多分ないと思えます、寒冷地適用。だから、そういうのを柔軟にというのは大変有り難いし、そのときに国土交通省は応急仮設住宅は引き受けましたと、こういう議論ですから、議論として、厚労との間も、そういう面も含めて安心して造つてくたさいと、都道府県あるいは都道府県から委任を受けたら市町村でもできると、こういうことになっているわけですから、その部分をつないであげないと、戸数だけ用意しても駄目なんです。これは是非、質問にはしていませんが、住宅の方でそこまで踏み込んで厚労省と打合せしながらやってほしいと思えますし、もう一つは、こういう形態ですから、仮設住宅があり、大急ぎでこれはやらにいかぬ。しかし、取りあえず避難所。避難所の中にもいろんな形態がある。さらに、賃貸住宅の借り上げ等の問題。

それぞれの費用の負担というのは、実際の避難者の方の御費用の負担というのはこうなるんですよ、ほとんどないでいいんですよ、一番。そして、その中でまた国と地方の役割分担はおおむね、あるいは市町村との役割分担はおおむねこんな感じなんです。それを限りなく地方の負担をゼロにしてくださいねと、こう私は申し上げている。ただ、その負担割合が分からないと、じゃ二百三十八万円ですと、それに対して四百五十万掛かるんですといったときに、その超過負担の分を市町村なり県が持つとすると、一戸

当たり二百五十万ずつ持たされるのかというようなことだと、むしろ今度そっちの計算の方が表に出てきて、まあ困つたなと、こうなるんで、今の清水局長の弾力的にやりますよということは大変有り難いし、冒頭申し上げましたように、それは政府として、国がちゃんと面倒見るから、丸々全部、十割常にと申し上げているわけじゃなくて、一定額までは地方の負担若干あつてもしょうがないですよ。一定額以上になつたらとても持てないし、救助法の世界でいえば、私、勝手に言つていいますけれども、百分の六以上の被害額になつたら、標準地方税収のですよ、そうしたら国がもう十分の十持ちますというところで整理していかないと、とても動けませんよ。なかなか動きが取れませんよ。それ、どのぐらいにするかは別にして、国がちゃんと面倒見るから安心して大いにやってくださいという、その部分を一つの例としてあれでやらせていただきました、住宅で。

これ大変複雑なんです。特に、これから復興計画等を考えていかなきゃいけません。そのときに、元の位置に自力再建できるか、旧あつた自分の自宅地ですね。残念ながら津波でさらわれていくという状態の中で、それじゃどういふふうな町づくりに戻していくんだらうというときに、仮の住まいの在り方と、恒久的な住まいといえますか、どういう町を用意するか。これは、今回ほどう今うちに考えて、みんなの意見集約して、市町村長が実行主体になると思ひますが、こうしましようよというんで住民の理解を、コンセンサスを形成していくというのが必要なんです。今から。非常に複雑なケースになりますからね。

ですから、是非そこところは、今度は国土交通省と厚労省とよくよく連携取りながら、実はこれは内閣府も一応関与するわけですが、お任せしていても進みません、当然のことながら。救助法は厚労省が持ち、それから住宅政策は、あるいは町づくり政策は国土交通省が持つ。そういう中

で、実行行為は市町村長が大急ぎでやっていかなくちゃいけないし、それは間を取るのといひます。か、救助法の世界でいえば費用負担するのは県だ、こういうことになっているわけですから、よっぽどそこをつないでいってあげないとうまく移行ができないという、あるいは緊急対応ができないと、こういう問題だと思ひますので、とにかく国がちゃんと責任取るよというふうな形では是非お願いしたいと思ひます。

多少時間がなくなつてきましたんで、そういう中で、実は津波のこの被災という点からいくと、沿岸地で工事やっていた、工事は。重機がみんな一緒に流されているんですね。それで、公共工事です。工事やっていたんですが、重機流されて、契約約款の二十九条で重機の損害ぐらひは補償してもらえるかと思つたら、約款上、こう付けましたけれども、約款上はレンタルなんかで弁償するようなことはできませんよと、損料ですと、こうなつていきますよ。

だから、多少誤解していた面があつて、重機は何とか、公共工事やっていたら不可抗力で弁償してもらえかなと思つたりしていたら、そうじゃないと、こういうものですか、ちよつとこれは大変だということになっていきますんで、これは是非検討、一言だけでいいです、何らか検討できるのかどうかということをお願いいたします。

○政府参考人(大森雅夫君) お答えいたします。先生今日資料として御提出いただいてる請負契約書、この二十九条も確かに、この発注者、受注者のいづれの責めにも帰すことができない場合で、工事的物の引渡前に工事的物等に損害が生じたときには、請負代金額の百分の一を超える損害合計額を発注者は負担するという規定がございします。

これについては、もちろん建設機械についても適用はされるんですが、先ほど先生御指摘になつたように、その機械の購入額とかそういうものを対応するわけではなくて、いわゆる損料というこ

とになっていることは事実でございます。

我々としては、被災地における復興復旧の担い手である建設企業がその役割を十分に果たしているかどうか、十分な対応が可能なのか、十分検討してまいりたいというように思っております。

○佐藤信秋君 これから下水道が大変なんです、今、これから暖かくなるとなると、これが大変なんです。簡易処理施設みたいなのが必要になるんじゃないかと思っております。本格復旧を早くやる、これはそうですからね。査定がどうだったか余り難しいことを言わずに、とにかく機能を復旧させよう、それもできれば従前機能以上に復旧させておかないと、またもう一回来たというのがありますから、そこは行く行く、よくよく相談しながらやっていただくことにして、手続はどんどん早くやらなきゃ駄目だと思いますけど。

その前に、応急、簡易でちゃんと処理した下水にして海に流さないとかよつと怖いという問題が提起されていますし、そういう応急面での下水処理、これについて、恒久復旧はもう大急ぎでやってください。だけど、応急に海に流している分といえますかね、その処理を、応急処理を急ぐ必要がありますねとつくづく現地で思いますが、一言。

○委員長(小泉昭男君) 加藤都市・地域整備局長、簡潔にお願いします。

○政府参考人(加藤利男君) お答え申し上げます。

先生の御指摘のとおりだと考えております。下水処理場も十九か所被災を受けていたけれども、これらの処理場のうち汚水の流入がある十一か所につきましては、仮設の沈殿池を用いて沈殿処理をして、その上澄みを消毒処理をいたしまして簡易処理という形で流している、あるいはパキューム車で他処理場へ運搬、処理を行うといったようなこともやっております。

ただ、御指摘のように、何というんですかね、

水質の面からすれば、この簡易処理についても水質汚濁防止法の排出基準が守られるよう私どもとしても技術的な助言をする、それと必要に応じて、これも先生が御指摘いただきましたが、簡易処理レベルの向上が図られるように今後また恒久復旧に向けて早急に、早期にその取組が始められるようにできる限りの支援をしていきたいというふうに考えております。

○佐藤信秋君 ちゃんとやっていただかなきゃいかぬと、こういう問題で。暖かくなってきましたから大急ぎで、そんなにゆくりしてられない問題だと思っております。

それから最後に、瓦れき処理がこれからまた本格的にやらないかぬのですが、ちよつとよく分からないので資料の方ちよつと書いてみましたけど、瓦れきの処理なるものは誰がどれだけの負担を執行するのか、費用負担していくのかというのがどうもちよつと私の頭の中には十分整理し切れない。

そこで、災害救助法で処理する瓦れきは何なのか、廃棄物処理法で処理する瓦れきは何なのか、あと公物管理法は何に基づいて瓦れき処理するのかというようなことが、一言ずつ教えてくれますか。

○政府参考人(清水美智夫君) 災害救助法でございますけれども、災害によりまして土石とか流木などが住家に流入してそれを除去しなければ居住が不可能である場合など、日常生活に著しい支障を及ぼす範囲、そういうものにつきましては法に基づいて障害物の除去の対象になるところでございます。

運用につきましては、現地におきまして環境省の補助により行われる災害廃棄物処理事業とできる限り一体的運用が可能となるよう私どもも配慮してまいりたいと考えております。

○佐藤信秋君 続いて。

○政府参考人(北村隆志君) 公共施設の関係でございます。

国交省関連の公共施設でございます道路、河川、港湾におけます瓦れきの処理につきまして、施設の被災状況ですとか瓦れきの状況に応じて、道路法、河川法、港湾法に基づきまして国又はそれぞれの施設の管理者によって維持管理の事業か、又は災害復旧事業によって行われます。

費用の負担につきましては、先ほど佐藤先生からもございましたけれども、維持管理として管理者が行う場合には管理者の負担で行うということになっております。また、国又は地方公共団体の災害復旧事業の一環として行われる場合ですが、先ほどちよつとございましたが、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法に基づきまして費用の三分の二以上を国が負担する、そして今回のような激甚災害に該当します場合には激甚災害法に基づきまして更に国の補助率のかさ上げ措置が行われるというのが現行制度でございます。

我々、いずれにしても、瓦れきにつきましては、被災者の方々のため、またこれからの復旧事業などを円滑に行うためにも早期に処理することが非常に大切だということに思っております。関係省庁と連携を取りながら一日も早く状況の改善に努めていきたいというふうに考えておるところでございます。

以上でございます。

○政府参考人(伊藤哲夫君) 廃棄物処理法におきましては、市町村が一般廃棄物の処理責任を統括的に有している、こういうことになっておりまして、災害廃棄物については基本的には市町村により処理されると、こういうこととなっております。

国が市町村に対し、災害により特に必要となつた廃棄物の処理を行うために要する費用の一部を補助することができるということとされております。今回の震災では必要なかさ上げ等も実施してまいると、こういうことになっております。

○佐藤信秋君 ということですね、実際に現

場に行っていたと、一次処理は、じゃ、こことここここに仮置きしましょう、二次処理は場合によつてはこれから焼却炉を造つても処理していかないといけない。

このごみの種類、廃棄物の種類は分けられませんが、しまいの果てに。もちろん、自動車なんかどうするかとか、廃船どうするかとか、個別にやらななきゃいけない問題もたくさんあります。これをまとめてやっていくとすると、地元で協議会をつくりながらやっていると、こういうお話ありますが、結局のところは、国がきつちりと責任持つからみんな仲よくといいますか、しつかり協議して大急ぎでやるようにしなさいと。これ、かなり大掛かりな瓦れき処理の仕組みといえますか、瓦れき処理計画がそれぞれの地域で必要になります。

市町村長の事務と、こういうふうにおっしゃったけど、今災害を受けた市町村、これでできません、できないと思つてください。県ができません。県は、今度は救助法の世界。もちろん、廃棄物処理の方は引き取りますと、これでいいんですよ。だけど、県だつてそんなたくさんさんの箇所の廃棄物処理計画をきちつと大急ぎでというにはなかなか大変です。これは国も入つて、国の出先の機関も入つていいと思うんですけど、きちつとみんな費用を気にせずに、これ費用を誰が持つかという、そういう話を始めると切りがなくなるんですよ、これ。いや、やっぱりそれは私じやなくて、うちじやなくて、こうなりますから。

何はともあれ、みんなこれ処理するためにどうするか。費用負担の細目は後で考えようかと。みんなとにかく一緒にやると、瓦れきの処理、こういうふうにしていきましようという計画を作り実行するまでは一緒になつてやらなきゃいけない、つくづくそうでないといけないと思つたので、最後にそれをお願い申し上げまして、時間ですので、よろしく御願い申し上げて終わります。ありがとうございます。

○長沢広明君 公明党の長沢広明でございます。震災から一か月が経過をいたしまして、まだまだ避難所での生活をされている方もたくさんいらっしゃると思いますし、燃料、食料などの物資不足という状態はいまだに解消されていないという問題もあります。ただ、一方では、復旧復興に向けた動きも少しずつ始めてきたと。

そこで、もう二週間ほど前になりますが、三月二十四日のこの委員会で、私、いわゆる被災地での瓦れきの撤去とか仮設住宅の建設という、こういう仕事をできるだけ被災地の中小事業者に発注をし、被災地現地で雇用を生み出していくというふうにしなくてはならないということを要請をさせていただきました。そのとき大臣からは、今後の国交省としての取組、対応に加えていただくと、こういう御答弁を明快にいただいております。

そこで、国交省、その後のこの瓦れきの撤去とか仮設住宅の建設という仕事を被災地の地元の業者、地元に出して、そこに仕事を生み出していくということについて、今後の方針とか対応状況、確認させていただきたいと思います。

○国務大臣(大蔵章宏君) 長沢議員の御質問にお答えを申し上げます。

先ほど御指摘をいただきましたとおり、今回の復旧復興等の作業においては、仕事においては、地元の企業の仕事にもつながる、あるいは雇用の確保につながる、そのようなものになければならないという御指摘を賜りました。

特に仮設住宅の件でございますが、私も、長沢議員の御指摘のとおり、この仮設住宅についても地元の工務店等が仕事をやるという環境をつくる必要だと考えておりまして、急ぐということから二か月間で三万戸を住宅の大手の企業の関係者の皆さんにお願いをしましたが、その建設に当たっては地元の企業を使うことということを強く要請をさせていただきました。

事実関係について申し上げますと、既に福島県

においては、このような国土交通省からの要請を受けて、同時に、福島県としてもそのような同じ視点に立っておりますから、応急仮設住宅の供給を行う県内の建設業者の公募を、昨日から募集を開始いたしました。それから、岩手県及び宮城県においても同様にこの応急仮設住宅の供給を行う事業者を募集を始めたところであります。引き続き、関係の県と連携を取って県内の建設事業者の活用に取り組みたいと考えております。

なお、どのくらいの戸数の建設が既に始まっているのかですが、昨日時点で一万戸を超えておりまして、建設並びに建設予定に入っていることとありますが、一万二百七十九戸のめどが立っておりますので、もうその建設に入っているということとあります。

さらに、この規定の、いわゆるプレハブ的なものだけでなく、共通した図面を作って、それに基づいて地元の建設業者が造ることができるような体制も取ろうということで、共通図面を作りまして、それを基に、この図面の下に造ってほしいと、こういう要請もしているところでございます。

それから、瓦れきの撤去等々についても地元の業者を使うべきだろうと、こういうことで、これは環境省とも連携を取っているわけでありまして、基本的に市町村がこの瓦れきの撤去の発注を行うと、こういうことでありますが、当然ながら地元の建設事業者等々に要請をし、市町村だけでは十分な手がないということから、県の方の協力を求めて、県内の建設事業者の協力を求めて、この廃棄物の処理をする体制を整備しているところであります。

なお、それでも足りない、こういう状況に至った場合には、もちろん国の方が力を入れて、他の地域の方々にも要請をしなければならぬと思いますが、いずれにしても、御指摘のように、この復旧復興あるいはその瓦れき処理等においても、地元の事業者の雇用の確保にもつながると、

こういう方針で国土交通省としては進めてまいりたいと思います。

○長沢広明君 是非進めていただきたいというふうに思っています。

それでは、今日はちょっと観光の問題を少し取り上げたいというふうに思っておりますが、東日本大震災の影響で各地の観光地がもう大変な打撃を受けているということで、私、先日、長野県の菅平高原に取材にちよつと行つてまいりました。

菅平高原、長野県の、群馬県との県境にございます。長野県も地震が起きましたが、それは新潟との県境、かなり北の方でございますが、菅平高原は全く影響を受けていません。冬はスキーの非常に有名で、春はまさに春スキーのこれからが最盛期というときでございました。夏はラグビーとかサッカーとかテニスとか非常にスポーツの盛んな地域でございます。ところが三月十一日の震災がありました。春スキーのもうちょうど一番、春休みを迎えて一番いいときで、学生さんのスキー大会がありました。これがキャンセルになりました。それから、東京都がスキーの準指導員の検定試験をやる予定だった。これは三百人受検する予定でした。受検者が三百人で、関係の方を含めるとその何倍の数の方が来る予定になっていたのが、これは東京都が全て中止をして、東京都関係のイベントについては全部東京から中止が入りました。

三月十一日のこの震災から、スキーのリフトは四月三日まで稼働させるという予定でいたという、その四月三日までの三週間の間に大変なキャンセルが続発をしまして、この三週間で出たキャンセルだけで三万二千泊分です。もう三万二千泊のキャンセルがこの三週間に一気に発生したら、これはもうこの観光地はもたせん。旅館、ホテル、レストラン、貸しスキー、関連のお土産屋さん、全てが完全に仕事がストップしました。もう大変な影響が出ておまして、ゴールデンウィークの予定も全く入りません。夏場のラグビーと

かサッカーとかテニスとか合宿がこれはまた非常に大きな、ある意味ではお客さんたくさん来るんですけれども、今年は大学の入学式が予定がずれ込みましたね。ゴールデンウィーク明けに大学が動き始めるということになりますと、もしかしら学生さんの合宿が夏来ないんじゃないか。こういうようなことも含めてこの半年間の見通しが全く立たないという、まさに悲鳴のような声を、私、伺つてまいりました。

そこで、観光庁長官にお伺いをしたいと思います。こういう宿泊、旅行、飲食、まあドライブインも含めて観光業界は大変な影響を受けている。それは、私、菅平高原を取材してきましたけれども、これはそういうところに限らず、東日本大震災ですが、西日本にも大きな影響が出ているはずで、全国的な影響というものをどのよう把握をされているか、認識されているか、伺いたいと思います。

○政府参考人(溝畑宏君) 東日本大震災の発生以降、議員御指摘のとおり、被災地はもとより、直接被害を受けなかった地域におきましても旅行そして宿泊施設におきまして予約のキャンセルがかなり出ておまして、極めて深刻な影響が出ているということ深く認識いたしております。各都道府県におかれまして、それぞれいろんな市町村から、また民間の方からもそのような影響はかなり出ているということも私もじかに聞きをしております。

具体的なデータを申し上げますと、関係団体によりまして、例えば国内旅行につきましては、三月の実績でございますが、大震災の発生前の第一週との比較で、大震災発生以降、約二〇%から四〇%減少していると。四月、五月の予約状況も対前年比二〇から四五%の減少、またホテル、旅館の予約につきましても、大震災発生以降、東北、関東地方で約三十九万人分の宿泊予約のキャンセル、それ以外の地方でも約十七万人分の宿泊がキャンセルといった極めて深刻な影響が出ている

というふうに認識しております。
引き続き、関係団体と連携をいたしまして正確な実態の把握に努めてまいりたいというふうに考えております。

○長沢広明君 この影響は非常に西日本も含めて全国的な問題です。まさに、自粛ムードみたいなものが広がって日本経済に大きな影響を与えることは、これは間違いないと思います。主要な成長産業である観光業界がここで失墜するということは、失速するということは日本経済に大変な、将来に向けての大きな打撃であることは、これは間違いがないと思います。ですから、ここは素早く手を打っていくことが必要なんです、本来、影響が出ていくことをつかんでいるのであれば、次への手をしっかりと先に打たなきゃいけないというふうに思います。

そういう意味では、まず政府が全体的に取り組む問題だと思いますが、四月の五日、我が党の山口代表が、官邸、総理の下に、この震災に対する緊急提言の第二弾を提出をしました。その項目の中に、過度の自粛を行わないように各所に対して周知、呼びかけを行うことということも盛り込んであります。こういうことについて、できることから着手することが必要なんです、自粛ムードで経済を萎縮させないためにどういうメッセージを発信するか。頑張ろう日本って言うてますけれども、更にもう本当に何かこう、動き出そう日本というように、自粛しないでと動いていこうというようにこのメッセージを出すことも必要だというふうに思いますけれども、対応はどう考えていらっしゃいますか。

○政府参考人(溝畑宏君) この東日本大震災の影響によりまして極めて各観光地におきまして、先ほど説明しましたように、深刻な状況になっております。現在の厳しい状況を踏まえながら、観光に関する取組については積極的に行うというところは被災地への応援にもなります。そして、経済を萎縮させずに困難な状況を乗り越えていくために

も極めて観光が果たす役割は有意義であるというふうに考えております。

先ほど、四月五日付けの、山口代表、井上幹事長から菅総理に對しまして、復旧に関する緊急提言の中にそのようなことにつきましての関係者への呼びかけということについての要望がございました。この点については前向きに対処してまいりたいというふうに考えております。

○長沢広明君 もちろん、被災地の被災者の皆様の心情を大事にするということは大事です。ただし、やはり被災地を応援するという意味でも、日本経済をどう動かしていくか、回していくかというところに政府は更に力を入れてもらいたいというふうに思っておりますので、是非この点、お願いをしたいというふうに思います。

観光業界が大変な打撃を受けている中で、この観光業界に關しては多くの旅館、ホテルを始めとしたその観光の地域地域の事業者の皆様は、これはもうほとんどが個人事業主でございます。この個人事業主がこの今回の震災後の相次ぐキャンセルで売上げが激減している、資金面がもうショートし始めている。本当は春、さらに夏、少しお客さんが来てくれるように動きたいんだけど、夏、夏の集客に向けて動き出す資金さえないという状況が実は生まれてきています。その意味では、直接被災をしているわけではありません、だけれども、東日本大震災のこれは明らかに二次災害、二次被害でありまして、この災害を受けている人たちに對してつなぎ資金の融資とか緊急の融資、そういう資金面での援助というものを今早急にやらなければいけないというふうに思っておりますが、観光庁、対応をされていますでしょうか。

○政府参考人(溝畑宏君) 今議員が御指摘のとおり、旅館、そしてまたホテル、観光の絡む業者の方々、大変な厳しい経営環境に置かれております。そういう意味で、設備資金、運転資金を始め、このような資金手当てというところにつきま

して、中小企業庁と連携を取りながらこういった業者の皆さんに對して支援をしてまいりたいというふうに考えております。

いろんなニーズが出てまいります。こういうニーズと、中小企業庁を始め関係省庁も連携を取りながら対処していきたいというふうに考えております。

また、やはりもう一つ大きな課題といたしまして、このような形で復旧に向けて、復旧そして復興の中での資金的な手当てもございますが、やはり今後、観光需要というものを力強く回復することも重要な課題でございます。そのため、観光の関係者、自治体の皆さんとも連携を取りながら、被災者の皆さんの方々の感情にも配慮しながら、正確な情報発信ということと観光活性化のための方策について具体的な検討を進めているというところでございます。

○長沢広明君 その辺の、まず観光業界を始めとした中小企業が本當に乗り切っているように、これは政府全体挙げて対応をお願いしたいというふうに思います。

既存の借入れについては中小企業円滑化法を延長するとか、生活安定のために金融機関の積極的な取組というものも、財務省、金融庁、中小企業庁それぞれから発信をされているいろいろな取組が進められているというふうに思います。

地方の温泉地とかスキー場とか、そういう地方の観光地では、その事業者の方々のメインバンクがJAバンクであることが非常に多いんですね。ですから、このJAバンクに返済猶予とかお願いに何うわけでありまして。今日は農水省、お忙しい中、ありがとうございます。来ていただいておりますが、観光地では、このJA、確かにJAと普通の一般の金融機関では成り立ちが違うという問題もございます。ただ、なかなか相談にのびてくれないという声も上がってきておりまして、そういう意味では、地域のこの旅館やホテルというのは地元産の食材を使ったりしているし、いわゆる

る農業が忙しくない時期の地元の方々の雇用の受皿にもなっている、観光業界は。そういう中にもなって非常に観光業界が厳しくなっているときに、やはりこの観光産業に對してJAからもそれなりの配慮というか、そういう手当てをしてもらいたいというふうに思いますし、農業もそして観光も支え合うということを、地域を守るために支え合うということが絶対に必要になってきております。そういう地方の旅館、ホテルというような個人事業主の資金需要に對してJAバンクの協力が今こそ本當に不可欠であります。

このJAに對しては農水省としてどのように指導されているか、その辺を確認したいと思えます。

○副大臣(篠原孝君) 長沢委員には長野県にわざわざ行っていた、ありがとうございます。私の選挙区でもございます。吉田筆頭理事のところでもありますが。

長野県の観光業者、北の方ですけれども、「私をスキーに連れてって」というのを、もう年が知れますけれども、原田知世さん主演の映画ができたところが絶頂期で、もうスキー人口が減っております。ただでさえ経営が苦しいわけですから、今回の災害を受けてまして、今、長沢委員御指摘のとおり、観光客ががた減りでございます。我々はこの状況をよく承知しております。

長野の北の方は、大体キャッチフレーズが農業と観光と、これをセットで地域振興を図ろうということをしております。で、委員の御指摘のとおり、多分、菅平は信州うえだ農協、私の地元は志賀高原農協でございます。ですから、農協の貸付先の重要なところが観光業者でございます。

今、委員御指摘のような要請があるのを我々十分承知しております。ですから、三月十一日、震災が起きたときにも既に通達を出しております。その被害の状況ですね、経営の状況を踏まえまして、資金の円滑な融通をすること、それから既に貸し付けたお金の償還猶予等を図られるように

通達を出しまして、農林中金にお願いしております。それから、単協、地域のJAバンクは都道府県の所管でございますので、県に対してもそういったことを協力していただくように指導するようということでもお願いしてあります。

いずれにしても、JAバンクは、委員の御指摘のとおり、もう地域のメインバンクとなっておりますので、農林漁業者ばかりでなく関連の業者の皆さんの金融も十分適切に図ってまいりたいと思っております。

○長沢広明君 是非積極的にお願いをしたいというふうに思います。

もう時間がなくなりましたので最後に一問だけ、ちょっと観光庁、もう一度お願いしたいと思いますが、海外からの観光客も激減をしております。そこで、もちろんこれは原発の問題が大きな影響を及ぼしております、原発の安定ということが大前提として必要なのは当然なんですけれども、やはり日本に來ることの安心感につながる情報の発信の仕方ということに、これはもうまさに観光庁がやるべき仕事ではないかというふうに思っております。

そこで、ちょっと二つ併せてお伺いしますが、一つは、諸外国に特使を派遣するとか民間の方と関係の強い方に行っていたら、日本は安全なんですと、まだまだどんどん来てもらって、来てもらうことが日本の災害復興支援に大いに寄与するんですと、こういうことをやっぱりアピールしていくという、出ていってアピールするということが一つ必要だということ。

それからもう一つは、観光庁が今までやってこられたMICEの誘致事業というのがございます。ミーティングとかそういうコンベンションとかですね、このイベントとかというのを、海外のイベントを日本に誘致してくると、このための事業をやっている、この事業が、まあ今年の本当は予算では、今年度の予算では四億四千三百万でしたか、要求していましたが、事業仕分でカットさ

れて結局ゼロになったんですね。四億要求して置いてゼロになった。もう結局、今出ていって、今こそ日本にきてくださいということをやるべき仕事がこの予算でゼロになっちゃったというのは私、大変残念なことなんですけれども、こういうこの海外のイベントをどんどん誘致してくると。

これは観光庁も大変実績があるわけですが、このMICEのような誘致活動を活用して外国に我が国の安全、安心メッセージを発信していくということも重要だというふうに思いますので、この点に対する見解を伺って、終わりにしたいと思います。

○政府参考人(溝畑宏君) 東日本大震災、そしてまた福島原子力発電所の事故の影響によりまして、このことが世界に大きく報道されまして、また各国の外交当局から渡航延期等の勧告が出されました。全国的に訪日旅行のキャンセルが大きく広がっております。

こうした動きに対して、観光庁といたしましては、一つは、海外へ向けて、議員御指摘のよう、正確な情報を幅広く、そしてスピーディーに的確に提供すること、心に掛けておりまして、外務省などとも連携をしながら、交通インフラの状況、放射線量の情報、計画停電の状況、こういったものを四言語で日本政府観光局のウェブサイトをなどによりましてきつちりとした情報提供、また海外メディアに対してこのような形で提供を行っております。

そしてまた、議員御指摘ありました直接の働きかけ、これは私は極めて重要だと思っております。これからは営業、まさにこういう危機的状況はデジタル営業からアナログ営業と、直接会いに行き、意思、志を伝えるに行く、まさにこういう局面に入っていくと思っております。

私も、昨日、一昨日に北京に赴きまして中国の国家旅游局長にお会いしました。そして、まず日本の現況、これを説明をさせていただきまして、

その結果、これからお互い連携を取りながら日中の観光交流のもう一度復活、活性化に向けて連携を取っていかうというような協力の意思を示してさしあげました。また、中国のメディアの方にも説明をさせていただきまして。今後、このような形で各国に対して積極的に民間の人とも一緒にになりながら説明会を開き、とにかく直接出向いて理解を得る、このことが極めて重要であるというふうに考えております。

それから、MICEにつきましても、議員御指摘のように、今既存予算の活用という中でMICEは展開させていただいております。その中でMICEにつきましても、実際被災していない地域におきましても、やはりいろいろ海外報道の影響にありましてキャンセルの懸念がかなり出ております。そういうことから、私どももいたしましては、今やるべきこととして主催者に対してレターを書いておきます。既にもう主催者に四十通ぐらいレターを書いておきますけれども、日本の今の現況を事細かに報告するとともに、皆さんが来ていただくことが日本の復活に向けての元氣になりますというようなメッセージを今出させていたしております。様々なこのMICEの機会をとらえて情報発信を行い、訪日外国人の回復に向けて努力していきたいと考えております。

○長沢広明君 終わります。ありがとうございます。

○上野ひろし君 上野ひろしでございます。私も、震災の観光産業への影響について、大事な話ですので何点か質問をさせていただきたいと思っております。

まず三月二十四日、もう三週間ほど前になりましたけれども、私の方からこの委員会で大臣に対して観光産業について質問したときに、大臣の方から、ホテル、旅館などの観光産業に対する震災の影響の実態を調査するという旨の御答弁をいただきました。

私が個別に聞いているところでも、一か月たつ

た現在でも、観光産業、ホテル、旅館では、お客さんが減ったまま戻らないという話も聞いておりますし、もう明日にも店を畳まなきゃいけない、そういう話も聞いております。国土交通省として調査をされた結果、どういう状況だったのか、それをどう御認識されているのか、また、特にこの震災の後、影響を受けて、例えば倒産をした企業があるのかどうか、そういうことも含めて御答弁をお願いしたいと思います。

○政府参考人(溝畑宏君) この東日本大震災の発生以降、旅行、そしてまた宿泊施設の予約のキャンセルが続発しております、極めて厳しい状況にあるというふうに認識しております。

調査につきましては、国内旅行につきましては三月の実績、これ大震災発生以前と比較いたしました約二〇パーから四〇パーの減少、そしてまた四月、五月の予約状況も前年比で二五から四五パーの減少。ホテル予約についても、大震災発生以降、東北、関東地方で三十九万人分の宿泊予約がキャンセル、それ以外の地方でも十七万人分の予約がキャンセルということで、極めて甚大な影響が出ておると聞いております。倒産についてもかなり出てきておると聞いております。現在、これにつきましては情報を今集約中でございます。

引き続き、関係団体と連携を取りながら、この正確な実態の把握、そしてまたその資金手当て、そしてまた一方で、将来に向けての観光需要の回復など様々な施策を積極的に講じていきたいというふうに考えております。

○上野ひろし君 恐らく全国でいろんな例があるのではないかと考えておりますけれども、私の地元でも、既に旅行業を営む企業で、実際に震災の発生後にキャンセルが相次いで資金の手当てが付かなくなつて倒産をしたという話も聞いております。非常に厳しい状況にあるということを是非御認識をいただいた上で、次に対策ということについてお伺いしたいと思います。

被災地で実際に観光に行くことができないところというのはもちろんしょうがないんだと思うんですけど、それ以外のことについて、まず、観光に行っても問題がないということ、それから、観光また飲食ということも含めて、過度な、不必要な自粛をすべきではないということ、是非国土交通省としてもしっかりとメッセージを発するべきなのではないかと思っています。

自粛の問題については、私、先週の災害対策特別委員会でも要請をさせていただきました。また、宮城県知事から菅総理に対しても同じような依頼があったという話も聞いております。是非、過度な自粛、不必要な自粛というのは、日本全体として被災地をサポートしていくという意味からも問題がある可能性があるということで、きちんと対応をお願いしたいと思っています。

それと併せて、例えば観光業界、それから各自治体とも連携を取りながら、各地への観光キャンペーンをやられる、またそういった取組を政府として支援をしていく、そういうことも必要なのではないかと思うんですけど、観光産業の現状を踏まえた上でどういう対策を取っていくか、これのことをお伺いしたいと思っています。

○国務大臣(大島章宏君) 上野議員からの御質問にお答えを申し上げます。

確かに、三月十一日のあの震災の被害の状況、そして亡くなられた方あるいは行方不明の方を合わせますと二万七千人を超えるという状況を考えたときに、同じ日本人として、やっぱり観光を控えるようじゃないかと、あるいはいろんなものをやはり控えて、亡くなられた方々の御冥福を祈るべきじゃないかというような心情というのは、私自身もよく分かるわけでありまして。しかし、現実のところ、確かにそういう状況にござい

に至っていることも事実であります。

まあ、いろいろ私もニュース等の状況を聞いているわけでありまして、ある居酒屋さんは、東北地方のお酒を飲んで、その飲むことによって東北地方の皆さんの支援をしようじゃないかと、こういうキャンペーンを張っていたというところ、このお伺いしました。

したがって、先ほど観光庁の長官からもお話ありましたが、東北に旅行に行こうと、そしてそのことによって、それが東北地方で被災された方々の応援にもなるんだと。こういう形で国土交通省としても国民の皆さんに御協力いただいて、東北地方に元気を与えるために、あるいは被災された方々を応援するために、やっぱりいつものとおり東北地方に観光に行っていたらいいと、こういうことを考えまして、これから観光庁長官とも連絡をしながら、あるいは政府としてもそのようなメッセージを出せるように努めてまいりたいと考えているところであります。

○上野ひろし君 是非、日本全体として被災地をサポートするという観点から、もちろん東北もそうですし、東日本、そして西日本で観光に行っていたくというのでもいいんだと思うんです。ソフトも含めて、きちんと不必要な自粛をされないような形で今後も取組をさせていただきたいと思っています。

最後に、もう一問、観光産業への影響ということ、これも大島大臣にお伺いしたいと思っています。

政府の電力需給緊急対策本部、これは本部長枝野官房長官の下、大島大臣も本部長として参加をされている会議だと思っております。先週の金曜日、四月八日ですけれども、この会議において、夏期の電力需給対策の骨格ということで対策本部名で文章、資料が配付をされています。これは、今インターネットでもいろんなページで見ることができ、その会議の場で配付をされた資料を見ることができ、そういうものですけれども、その政府

として配付をされた文章の中に今年の夏の電力需対策として具体例が挙げられています。

例えば、家庭でできる対策として、空調温度の引上げ、それから省エネ家電製品の導入、こういうことはもうどんなやつたらいいのではないかと、思うんですけど、観光産業との関係でいうと、その下に、電力需要ピーク時、つまり夏休み期間中ということだと思っておりますけれども、夏休み期間中の旅行は西日本へという趣旨のことが書いてあるということでございます。

観光業界として書き入れ時の夏休みですけれども、政府として東日本の観光地に行くこと、西日本の観光地に行きなさいということは、今非常に大変厳しい状況にある観光産業に、本当に大きな打撃を与えるんじゃないかと思っておりますけれども、このことについて御見解をお伺いしたいと思います。

○国務大臣(大島章宏君) ただいまの御指摘でございますが、私もこの夏期節電対策の具体例というもののの中にそのような表現が一時あったというふうな話は聞いておりますが、最終的にはそうではなくて、やはり東日本、西日本を区別することなく広く国内旅行を考えていただきたい、こういう形にさせていただきました。

確かに、この夏場、どう乗り切るかと、こういうことではあると政府の方でも検討していることは事実であります。私としては、計画停電というののいかに地域における産業や国民生活に大きな影響を与えていることは事実でありますし、これは基本的にすべきじゃないと、計画停電しなくても済むような対策を講ずるべきであるということ、これを主張してまいりました。

鉄道についてもいろいろと御迷惑を掛けていますけれども、この節電対策については、今御指摘のように観光事業、特に東日本の観光事業に影響を与えるような形でなされたのでは全く大震災対策の方針とは異なるわけですから、そのようなものは正を、観光においては東日

本、西日本区別なく実施していただきたいということでは正をさせていただいているところであります。

○上野ひろし君 ありがとうございます。

夏休みの旅行は西日本へということになると、関東、東北、もちろん北海道も含めて今本日に東日本の観光地は壊滅的な状況であるんですけれども、それに政府の方で追い打ちを掛けるということにもなりかねない。本当に問題があると思えますので、政府の中でも、もしそういう議論があればきちんと国土交通省として反対をしていただきたいと思います。今既にこういう文書がインターネット上にも流れておりますので、誤解がなされないように手当てをしていただきたいと思います。

以上で質問を終わります。

○藤井孝男君 それぞれ各委員の先生方から質問がありましたけれども、ちょうど東日本大震災、発生して一か月ということで本日に大臣も、また関係者の皆さん方、御苦労さまでございます。先ほど質問にもありましたけれども、現地の東北の整備局あるいは運輸局関係の本日に皆さん方が迅速に対応したということは、私、前にも質問をしましたし、現在も頑張っておられるということは大変力強く思っております。しかし、様々な課題がまだありますし、これだけ広範囲の大災害ですから、もう日に日にニーズも変わるし、そういったことに対応していくかという、これは大変なことだと思っております。

ちょうど私、時間がかぶっちゃったんですが、今日私の質問のときに、今日十一時十五分からは政府と与党、そして各党との震災の合同実務者会議、私もその代表なんです。この質問の後またちょっとそちらへ行きますけれども、そこでも、今それぞれの先生方がいろんな質問もそこで集約して、そして池田副大臣の担当とか、そういった住宅関係とかということをもう政府・与党だけではなくてやっぱり各党、野党も含めて迅

速に対応しようということで我々も協力をしている、そんな今、状況であります。

そこで、今日はいろいろな課題がありますけれども、一つ情報の収集をどういかに的確に把握するか、そしてそれに基づいてどう指示していくかと、これ非常に大事なんですが、そういうときにバックアップシステムとよく言われますけれども、やっぱり通信網とか、そういった情報網のシステムが今度の災害でも相当これやられてしまっただんです。

ですから、今月の文芸春秋ですか、先ほど佐藤委員の方からも質問ありましたけれども、本間に整備局の皆さん方が頑張っておられた。

その中で、仙台空港、これも津波で壊滅的な被害を受けて、ようやく最近米軍だとか様々な関係者の努力で復旧したということなんですが、あのとき、たしか国土交通省管轄のヘリコプターを飛ばしましたよね。これは大変な間一髪のところを飛ばして、被害状況、災害状況をまづいち早く収集したと。これは大変結構なことだと思うんですが、けれども、しかしそれをどういうふうに伝えていくかという通信基地が、仙台の青葉山ですか、あそここの通信局が、機能が止まってしまったということで、せっかくのそうした機敏な対応をしたにかかわらず、通信と中継がうまくいかなかった。

こういったことについて、今後どういうふうに、やはり空港の果たす役割、そしてそういった緊急ヘリの役割、そしてそれを情報を伝達する通信機能のバックアップシステムといいますが、それをどういうふうに考えて今回のことで対応しようと思っているか、お聞きしたいと思っています。

○政府参考人(本田勝君) まず、空港関係で御報告かたがたお答えを申し上げたいと思います。

仙台空港は、まさに当日、大津波の襲来で甚大な被害を受け、膨大な瓦れきあるいは流失した車両によって使用不能となりましたが、その後の経過でございしますが、復旧作業の下、三月十五日には救援用ヘリコプターの運航が開始され、翌三月十六日には滑走路千五百メートルによる被災地域への緊急物資輸送の拠点として使われました。また、明日四月十三日から民間航空機の就航を再開するという手順になっております。

また、仙台空港ターミナルビルでありますけれども、これもまた甚大な被害を受けておりますが、平成十九年に地元の名取市、岩沼市と空港ビルとの合意がございまして、津波警報発令時には一時避難所として活用するという合意がございました。今回、実は大変不幸なことにこれが現実となりましたけれども、この合意の下に、地震発生後、旅客の方々を含め約一千四百名の方々が避難されると、こういった経過でございします。

情報につきまして、それが必ずしも十分伝わっておらなかったという点については今後の教訓にさせていただきたいと、かように存じます。

○藤井孝男君 先ほどちよつと私、申し上げたように、バックアップシステムですね、要するにこれが機能が不全と、不能に陥ったときに、すぐにその予備システムがあるのかどうかと、そういうことについての基本的なシステムというものはあったんですか、なかったんですか。

○政府参考人(深澤淳志君) 東北地方整備局管内には十二機のヘリコプターの映像の受信装置がございします。今回の地震の発生により、そのうちの一つである青葉山の基地、これが委員御指摘のようにな一時使用ができなくなりました。これは、青葉山の無線中継所に設置されておりますけれども、受信装置自体は正常に作動していただんですけども、それを制御する装置が地震により支障を来したということで障害が発生いたしました。

このように青葉山局の受信装置が利用できなくなりましてけれども、近隣の中継所にあります映像受信装置を使用することでおおむね映像の受信は可能でありましたが、ただし伝送距離が長くなってしまうもので、仙台市内の一部にお

いて映像が劣化するというような状況が起こりました。

翌十二日の午後には、可搬型の映像受信装置及びそれから衛星通信車、これを仙台市内に設置いたしましたして、仙台市の上空における映像の受信及び伝送を臨時的に行うという代替措置をとったものであります。さらに、二日後には青葉山の制御装置の復旧を行い、映像の受信機能を回復いたしました。

このように、ヘリコプターの映像の受信装置など災害用の通信設備については、障害の発生に対して代替機能も含めたバックアップの手段を講じておりますが、今回の実績も踏まえ、今後とも引き続き通信設備の信頼性の確保に取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

○藤井孝男君 今の答弁にありましたように、一つの事例ですけれども、やっぱりいかにこのバックアップシステムというのが大事であるかということと今回の震災で経験されたと思いますので、今後はそういったことにも備えていただきたいと思っています。

そこで、同じようにバックアップシステム関係になると思うんですが、気象庁の方の担当となると思うんですが、長官も御苦労さまでございしますが、今回の震災で相当程度の地震計であるとか潮位計が破損した。聞くところによると、二十六か所中十九か所が電源が失われたということなんですね。この点についてのやっぱり大きな課題を残している。また、貴重な経験といえますかね、残念な経験ですけれども、これも一つの情報通信、そしてまた、特に世界に冠たる、気象庁の地震の情報というものは、体制というのは非常に冠たるものであるというふうに我々は理解しておりますけれども、今回、これは想定以上のこういった災害になったんで大変だったと思いませんか、その点について、今後のこうしたことに対するバックアップシステムといいた

か、そういったことに対する考え方をちよつとお聞きしたいと思っています。

○政府参考人(羽鳥光彦君) お答えいたします。

三月十一日や四月七日の地震につきましては、これらの地震についての地震情報や津波警報等の発表に必要な観測データの収集には大きな問題はございませんでした。しかしながら、その後発生した大規模な停電や通信回線の途絶により、地震計の一部が一時期使用不能になりました。さらに、三陸沿岸の潮位計の多くが津波により損壊するなど、最終的には潮位の監視ができなくなりました。このため、気象庁では、地震観測網の応急復旧に鋭意努めるとともに、潮位計については、復旧に時間を要することから、臨時観測点を設置するなどの対処を行っているところでございします。

地震計や潮位計は、先生御指摘のように、緊急地震速報や津波警報の適切な運用に極めて重要な機器です。このため、既存の観測網を再点検し、非常用電源の長時間化や通信のバックアップ回線の確保など障害に強い観測網の構築等を図るとともに、今回の経験を踏まえて地震・津波監視体制を強化するための具体策を検討してまいります。

○藤井孝男君 というのは、昨日も大変な強い余震があり、ずつと皆さん、まだ恐怖にさいなまれているわけですから、そういったときのやっぱり気象庁の情報の伝達、そして避難、非常に大事なものですから、是非今後とも充実させていたいただきたいと思っています。

そこで、最後、大臣に、大臣も就任してまだ間もないんですが、気象庁へ視察されましたか、気象庁は。

○国務大臣(大畠章宏君) まだ気象庁の視察はしておりません。御指摘のように、大変大事な部署だと思っておりますので、近いうちに気象庁にも足を入れていろいろと状況把握と職員の方々の激励をしたいと思ひます。

○藤井孝男君 よろしくお祈いします。

というのは、私もかつて運輸大臣のときに気象庁にお伺いしましたけれども、十二年ぐらい前で、もう本当に大変な技術力、そして予算が非常に少なく、そういう中でも本当に皆さん、地震、そういった火山、また気象関係やいろいろなことは、是非大臣、今回こういう災害がありまして、皆さん方が本当に少ない人員で、限られた予算で必死になって頑張っているということを、実際に、やっぱりそういったことの中で今後、気象庁の在り方についても御尽力いただきたいと思えます。

以上で終わります。ありがとうございました。
○吉田忠智君 社会民主党・護憲連合の吉田忠智でございます。

東京電力福島第一原子力発電所、とうとうチェルノブイリと同等のレベル七になりまして危機的な状況が続いておりますが、この間の現場の努力に敬意を表するとともに、社民党としても早期収束のために最大限協力していく決意でございます。

本日は、原子力発電所にかかわって、国土交通省が取り組むべき課題二点について質問をさせていただきます。

まず、外航船舶についてでございます。放射能による被害は、周辺地域住民のみならず、既に海外へも及んでおりまして、海外で日本の産品を避けようとする動きも報道されるなど、本当に深刻な事態に至っております。中でも、外航船舶に關し、放射能汚染を理由に日本からの輸出品の直接的な受取拒否、あるいは放射線量モニターの強化による事実上の入港拒否などの動きが広がっております。

このような海外における日本外航船舶の入港・荷揚げ拒否や放射線量モニターの強化について、外務省はどのように把握しておられるか、伺います。

○政府参考人(渡邊優君) お答えいたします。

福島第一原子力発電所の事故の後に、確かに、日本からの輸入に際しまして放射線関連の検査を行う等、規制強化という措置をとる国あるいは地域が出ております。原発事故を受けて、日本からの輸入に対する各国・地域の措置への対応につきましては、外務省といたしましては、第一に在外公館を通じて情報収集、第二に在京大使館あるいは国際機関等への情報提供としっかりした説明、そして、第三に過剰な措置をとっている国に対する働きかけといったことに取り組んでございます。

外務省では、在外公館等を通じて、各国・地域がとっている措置の調査を行ってきているその結果につきましては、随時関係省庁さんと共有し、さらに、そういった関係省庁から関係業界に情報提供をしております。また、主要国の措置につきましましては、外務省自身のホームページにも掲載しているところでございます。

これまでの調査によりまして、御指摘の日本船舶に対する入港あるいは荷揚げの拒否案件としまして、中国国内の港湾において放射線検査によつて中国の基準値を超えたとして日本船舶が荷揚げを拒否された事実が二件発生したと承知しております。また、香港においても、通関の際における放射線検査の実施があったという報告を受けております。

これまでの調査の結果、これは主として食品等の輸入でございますけれども、五十を超える国・地域が何らかの規制を行っておりますけれども、その内容としましては、通関の際の放射線検査の実施、輸出証明書の添付要求、輸入禁止等、国・地域によって異なっているのが実情でございます。

今後とも、外務省としましては、各国・地域の関係当局に対しまして、原発の現状あるいは我が国がとっている措置の詳細につきまして十分な情報提供を行ひまして、こういった当局が過剰に反応して不当な輸入禁止等の措置をとることがない

よう働きかけを行つていく所存でございます。
○吉田忠智君 今、外務省から状況の説明をいただきましたが、いずれにしても、外務省としても的確な情報収集と情報提供に努めていただきたいと思ひます。

その上で、国交省としてどのような対策を現時点で講じているか、伺います。

○政府参考人(林田博君) お答え申し上げます。国土交通省におきましては、これまで東京港、横浜港、川崎港及び千葉港につきまして、その近傍の大気中の放射線量をホームページにおいて情報提供してまいりました。他方、先ほど外務省の方から御報告もありましたが、海外の港において日本から到着したコンテナや船舶について放射線量を測定する動きがあり、実際に中国のアモイ港におきまして、日本の船が荷降ろしができませず日本へ引き返したという例も確認をされております。

さらに、原発事故発生以来、北米、欧州、中国との国際コンテナ航路につきまして、京浜港への寄港取りやめがこれまでに三十三便確認されているほか、穀物輸入のための船舶が鹿島港へ入港を取りやめた例も確認をされております。

このような事態を踏まえまして、国土交通省といたしましては、第一に、使用する測定機器、コンテナの測定箇所等の放射線量の測定方法、第二に、国際機関の基準値に準拠する放射線量の安全性に關する基準値、第三に、検査日時、コンテナ番号、測定結果などのコンテナの放射線量についての証明書の内容及びその発行方法、第四に、基準値を超えたコンテナを検出した場合の対応方法などを含むガイドラインを速やかに策定いたします。

その上で、まずは横浜港を始めいたします京浜港におきまして、港湾の関係者が一丸となつて四月中のできるだけ早い時期に大気、海水、船舶そしてコンテナの放射線測定を実施していくこととしております。

なお、こうした取組につきましては、外務省や

官邸を通じ、在京大使館や外国プレスの方々にも周知しているところでございます。

○吉田忠智君 言うまでもなく、外航運送は物流の柱でありまして、今後の復興においても大きな期待が寄せられております。国土交通省として、放射線をモニタリングをし、正確な情報開示に努め、風評被害を防ぐとともに、万が一汚染が見付かった場合には出航を見合わせるぐらいの毅然とした対応を取ることが海外からの日本の貨物輸送に対する信頼強化につながります。今後ともしつかりとした取組をお願いいたします。

次に、放射線汚染水処理の問題について質問をします。

事故の早期収束はもちろん、現に港や海で働く者の安全、安心、水産業にも関係をする放射能汚染水の問題であります。東京電力は九日までに計一万吨にも上る放射能汚染水を海に排出するともに、新たに汚染水の一時貯留対策として静岡市から最大一万吨の汚染水を保管可能なメガフロートを購入しました。

福島原子力発電所事故対策統合本部として、汚染水の排水、貯蔵に關し、今後どのように対応するのか。計画の全体像をどのように考えておられるのか。また、一万吨貯蔵のメガフロート一つではすぐに足りなくなるのではないかと、そのように考えております。メガフロートやタンカーなどの追加購入の必要はないのでしょうか、お尋ねします。

最初に経産省の方から。

○政府参考人(黒木慎一君) お答えいたします。

まず、先日、放射能の廃棄物、廃液、これは排出基準値を超えるものでございまして、より濃度の濃いものを捨てないための措置とはいへ、こういう事態になりましたこと、海洋に放出せざるを得ないことになりましたこと、大変残念な事態だと思っております。

再度の海洋放出を防ぐためには、汚染水の貯蔵場所を増やす対策、これは御指摘のとおりでございます。具体的には、現在計画しておりますもの

は、まず汚染水を貯蔵する陸上タンクの増設を予定しているところでございます。現在、合計容量約二万七千トン分のタンクの増設を計画しております。順次設置を進めていく予定でございます。

加えまして、先生御指摘がございましたように、容量約一万トンのメガフロートを発電所沿岸の洋上に停泊させ、その内部に汚染した水を貯蔵する計画を検討しているところでございます。四月七日の日に静岡から横浜に入港したというところでございますので、そこでの点検、改修が終わり、発電所に回収された時点で廃液の貯蔵の使用を開始するという予定になっております。

○吉田忠智君 汚染水の推計は六万トンというふうに報道されております。私は、一万トンのメガフロートだけでは足りないのではないか、そのように、先ほど二万七千トン別途貯留するという話もありましたけれども、足りないのではないかと思っております。

今回のメガフロートも、現在、横浜港で一週間程度の改修を施した上でようやく使用ができるというわけでありまして、万が一必要になった場合には購入手続や改修で多くの時間が掛かりますから、危機管理の基本に立った場合には洋上での汚染水貯蔵対策として、今の対策と並行してメガフロートやタンカーを追加的に購入していく必要がある、そのように考えておりますけれども、経産省としてそういうことは今考えていないんですか。

○委員長(小泉昭男君) 黒木原子力安全・保安院審議官、簡潔にお願いします。

○政府参考人(黒木慎一君) 経産省といたしましては、御指摘のように、二万七千トン分のタンク、それから現在既にある施設、発電所の中で使える施設について検討し、その施設の中にも貯蔵しようということでございます。

さらに、この一万トンのメガフロート等を配備するとともに、あわせまして、若干時間は掛かり

ますが、水を処理して再利用するという処理施設の検討も進めているところでございます。これらの対応によって海中に再度放出することがないように懸命に努力していく次第でございます。

○委員長(小泉昭男君) 吉田忠智君、時間が過ぎておりますので、おまとめください。

○吉田忠智君 危機管理の観点から極めて私は十分だと思っております。

大臣、最後に、国土交通省として、洋上での放射能汚染水貯留対策にしっかりと協力していくべきだと考えますが、お考えをお聞かせください。

○国務大臣(大畠章宏君) ただいま御質問をいただきました件につきまして、三月二十九日に福島原子力発電所事故対策統合本部の要請を受けて、海上貯蔵措置に関して検討をさせていただきまして、大型タンカーの調達と、こういうことになりまして、現在運輸中でありまして、一番早く調達できるのが五月末のころになると、こういうことでありまして、非常にすぐにとというのは難しいと、こういうことで、小型タンカーというのもございますが、これは貯蔵容量が少ないと、小さいということでございます。

そういうことから、先ほどお話がありましたように、メガフロートの準備に至っているわけでありまして、今後とも、委員からの御指摘大変私も感ずるところでございますので、この統合本部の下に放射性滞留水の回収・処理プロジェクトというものが立ち上がったということでありまして、十分に連携を取って対策を進めてまいりたい、対処してまいりたいと考えております。

○吉田忠智君 こうした意見があったというのは是非経産省としても受け止めて、しっかりと検討していただきたいと思えます。

以上、終わります。

○委員長(小泉昭男君) 本日の調査はこの程度にとどめます。

○委員長(小泉昭男君) 次に、関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する法律案及び航空法の一部を改正する法律案の両案を一括して議題といたします。

政府から順次趣旨説明を聴取いたします。大畠国土交通大臣。

○国務大臣(大畠章宏君) ただいま議題となりました関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する法律案及び航空法の一部を改正する法律案の提案理由につきまして御説明申し上げます。

まず、関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する法律案につきまして申し上げます。

関西国際空港につきましては、完全二十四時間空港という本来の優位性を生かし、首都圏空港と並ぶ我が国の国際拠点空港としての機能を発揮することが期待されております。

しかしながら、海上建設により多額の事業費を要した等の理由により、関西国際空港の設置及び管理を行う関西国際空港株式会社は約一兆三千億円もの巨額の債務を抱え、国際拠点空港としての本来の優位性を生かした戦略的な経営や前向きな投資の実行が困難な状況となっております。

こうした状況を踏まえて、現在、関西国際空港株式会社及び国がそれぞれ行っている関西国際空港及び大阪国際空港の設置及び管理を一体的に行うとともに、両空港に係る公共施設等運営権の設定を適時に、かつ適切な条件で行うことにより、関西国際空港の整備に要した費用に係る債務の早期の確実な返済を図りつつ、我が国の国際拠点空港としての機能の再生及び強化並びに関西国際空港及び大阪国際空港の適切かつ有効な活用を通じて、関西における航空輸送需要の拡大を図り、もって航空の総合的な発達に資するとともに、我が国の産業、観光等の国際競争力の強化及び関西経済の活性化に寄与することを目的として、この度の法律案を提案することとした次第です。

次に、この法律案の概要につきまして御説明を申し上げます。

第一に、国土交通大臣による関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する基本方針の策定並びに国の責務及び地方公共団体等の協力について定めることとしております。

第二に、関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理を行う新関西国際空港株式会社の設立、事業の範囲等について定めることとしております。

第三に、関西国際空港の整備に要した費用に係る債務の早期かつ確実な返済等を図るため、関西国際空港及び大阪国際空港に係る公共施設等運営権の設定を行うために必要な措置を定めることとしております。

その他、所要の規定の整備を行うこととしております。

次に、航空法の一部を改正する法律案につきまして申し上げます。

我が国においては、今後、羽田空港及び成田空港における発着容量の拡大、航空機の小型化に伴う多頻度運航の進展、団塊世代の操縦者の大量退職が予測されており、これらに適切に対応するため、航空運送事業に従事する操縦者の安定的な確保が喫緊の課題となっております。一方、諸外国においては、操縦士資格に係る国際民間航空条約附属書の改正により創設された准定期運送用操縦士の資格制度を導入し、安全性を確保しつつ、航空運送事業に従事する操縦者の効率的な養成を進めているところですので、

また、我が国における航空事故の大半が操縦者に起因して発生しており、その傾向について改善が見られないことから、こうした状況を改善するため、現在、技能審査が義務付けられていない自家用航空機等の操縦者を対象とした技量維持を図る仕組みを導入する必要があります。

さらに、航空身体検査証明の有効期間に係る国

際民間航空条約附属書に基づき、航空運送事業に従事する操縦者の多くを占める定期運送用操縦士の有効期間の適正化を図る等、航空機の航行の安全を確保しつつ、航空会社の負担の軽減に資するための措置を講ずる必要があります。

こうした状況を踏まえて、この度の法律案を提案することとした次第です。

次に、この法律案の概要につきまして御説明申し上げます。

第一に、国際民間航空条約附属書の改正を受け、新たな航空従事者技能証明の資格として、航空会社が主として使用する二人操縦機の副操縦士に特化した准定期運送用操縦士の資格を創設することとしております。

第二に、操縦技能証明を有する者は、飛行前の一定期間内において、航空機の操縦に従事するのに必要な知識及び能力を有するかどうかについて審査を受け、これに合格していなければ航空機の操縦等を行ってはならないとする仕組みを導入することとしております。

第三に、現在、操縦技能証明の資格ごとに一律に定められている航空身体検査証明の有効期間について、国際民間航空条約附属書に基づき、年齢、心身の状態等にに応じて定めることとしております。

以上が、関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する法律案及び航空法の一部を改正する法律案を提案する理由です。

これらの法律案が速やかに成立いたしますよう、御審議をよろしくお願い申し上げます。

○委員長(小泉昭男君) 以上で趣旨説明の聴取は終わりました。

両案に対する質疑は後日に譲ることといたします。

本日はこれにて散会いたします。

午前十一時五十一分散会

四月八日本委員会に左の案件が付託された。

一、建設労働者の労働条件向上、地域建設産業の復興に関する請願(第三九八号)(第三九九号)(第四〇〇号)(第四〇一号)(第四〇二号)(第四〇三号)

第三九八号 平成二十三年三月二十八日受理

建設労働者の労働条件向上、地域建設産業の復興に関する請願

請願者 東京都世田谷区代沢四ノ二四ノ一

〇ノ二〇五 町居英治 外四百八十六名

紹介議員 井上 哲士君

建設労働者の労働条件改善及び建設関連の中小零細企業経営の安定に対する国の取組強化が求められている。建設産業は、安心安全な国土づくり・まちづくりの担い手であり、将来にわたって安定して発展・存続しなければならないが、建設投資・公共投資の減少による仕事不足、ダンピングによる賃金・労働条件へのしわ寄せなどにより倒産・廃業・失業が相次ぎ、就業者数の大幅減少、技術の継承困難といった国土交通省も認めざるを得ない状況が生まれている。国の責任において、こうした現状を抜本的に改善する施策の実行が求められている。同時に国土交通省の地方整備局も廃止の危機に置かれているが、将来にわたって建設産業が存続すること、より民主的な社会資本整備・公共事業・建設業行政が行われるために地方整備局は必要である。民主党政権が進める地域主権改革は、相次ぐ災害への対策や防災、今後中心となっていく社会資本の維持管理・更新、地域建設産業の維持発展という国の責任で行うべき仕事を放棄するものであり、認められない。

ついては、次の措置を採りたい。

一、地方への補助金も含めた公共事業の予算配分を生活関連や防災中心に切り替えると同時に、新設から橋梁などの公共構造物の点検補修を

含めた維持管理に転換を図り、中小建設・建設関連業が優先的に受注できる施策を実施すること。

二、1 国土交通省などが発注する工事・業務において、ダンピング受注や指し値発注によつて建設現場で働く労働者の賃金が切り下げられたり、賃金の不払問題が発生しないよう建設業界の指導監督を強化すること。

2 一般競争入札など現行制度の下で多発するダンピング受注を防ぐために、受注企業の労働者に対する支払賃金水準を失格基準とすることや最低制限価格を設定するなど制度改善を行うこと。

3 二省協定の設計労務単価は、市場調査と標準生計費を考慮の上、建設労働者が「健康で文化的な暮らしができるような価格」とすること。

三、官公需法に基づく中小業者向け発注率を増やし、年度目標を達成すること。土木工事の施工に当たり、設計図書に含まれるダンピング規制法第一二条団体等の使用促進を全ての請負者に徹底すること。

四、全国の自治体で導入が続いている住宅リフォーム助成制度を国でも制定すること。

第三九九号 平成二十三年三月二十八日受理

建設労働者の労働条件向上、地域建設産業の復興に関する請願

請願者 東京都目黒区緑が丘二ノ二二ノ一

二 加藤テヨ 外四百八十六名

紹介議員 市田 忠義君

この請願の趣旨は、第三九八号と同じである。

第四〇〇号 平成二十三年三月二十八日受理

建設労働者の労働条件向上、地域建設産業の復興に関する請願

請願者 東京都大田区中央八ノ一〇ノ一五

松本季子 外四百八十六名

紹介議員 紙 智子君

この請願の趣旨は、第三九八号と同じである。

第四〇一号 平成二十三年三月二十八日受理

建設労働者の労働条件向上、地域建設産業の復興に関する請願

請願者 東京都杉並区高井戸西一ノ六ノ一

七 岩間マサ子 外四百九十一名

紹介議員 田村 智子君

この請願の趣旨は、第三九八号と同じである。

第四〇二号 平成二十三年三月二十八日受理

建設労働者の労働条件向上、地域建設産業の復興に関する請願

請願者 埼玉県北本市東間三ノ一〇五

田 嶋重男 外四百八十六名

紹介議員 大門実紀史君

この請願の趣旨は、第三九八号と同じである。

第四〇三号 平成二十三年三月二十八日受理

建設労働者の労働条件向上、地域建設産業の復興に関する請願

請願者 東京都大田区大森東四ノ二四ノ三

ノ二〇二 高橋千代志 外四百八十六名

紹介議員 山下 芳生君

この請願の趣旨は、第三九八号と同じである。

関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する法律

率的な設置及び管理に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めるものとする。

効な活用を通じた関西における航空輸送需要の拡大を図るために必要な措置を確保かつ円滑に実施しなければならない。

（商号の使用制限）
第八条 会社以外の者は、その商号中に新関西国際空港株式会社という文字を使用してはならない。

目次
第一章 総則（第一条―第五条）

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

2 国は、両空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に資するため、両空港に係る公共施設等運営権（民間資金法第二条第七項に規定する公共施設等運営権をいう。以下同じ。）の設定が適時に、かつ、適切な条件で行われるとともに、当該公共施設等運営権が設定された場合における第二十九条第一項に規定する特定空港運営事業が適切かつ円滑に実施されるような必要環境の整備に努めなければならない。

（事業の範囲）
第九条 会社は、その目的を達成するため、次の事業を営むものとする。

第二章 新関西国際空港株式会社
第一節 総則（第六条―第八条）

一 両空港の一体的かつ効率的な設置及び管理の意義及び目標に関する事項

二 両空港の一体的かつ効率的な運営に関する基本的な事項

二 両空港航空保安施設の設置及び管理
旅客及び航空貨物の取扱施設、航空機給油施設その他の政令で定める施設並びにこれらの施設以外の施設で、両空港を利用する者の利便に資するために両空港の敷地内に建設することが適当であると認められる事務所、店舗その他の政令で定めるものの建設及び管理

第二節 事業等（第九条―第二十六条）

二 両空港の一体的かつ効率的な運営に関する基本的な事項

二 両空港航空保安施設の設置及び管理
旅客及び航空貨物の取扱施設、航空機給油施設その他の政令で定める施設並びにこれらの施設以外の施設で、両空港を利用する者の利便に資するために両空港の敷地内に建設することが適当であると認められる事務所、店舗その他の政令で定めるものの建設及び管理

三 両空港の機能を確保するために必要な航空旅客及び航空貨物の取扱施設、航空機給油施設その他の政令で定める施設並びにこれらの施設以外の施設で、両空港を利用する者の利便に資するために両空港の敷地内に建設することが適当であると認められる事務所、店舗その他の政令で定めるものの建設及び管理

第三章 特定空港運営事業に係る関係法律の特例等（第二十七条・第二十八条）

三 両空港の一体的かつ効率的な運営に資する事業との連携に関する基本的な事項

三 両空港の一体的かつ効率的な運営に資する事業との連携に関する基本的な事項

四 大阪国際空港の周辺における航空機の騒音その他の航空機の運航により生ずる障害を防止し、若しくはその損失を補償するため、又は大阪国際空港の周辺における生活環境の改善に資するために行う次に掲げる事業

第四章 罰則（第三十四条・第三十五条）

四 前三号に掲げるもののほか、両空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する基本的な事項

四 前三号に掲げるもののほか、両空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する基本的な事項

イ 緑地帯その他の緩衝地帯の造成及び管理
ロ 公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律（昭和四十二年法律第百十号。以下「航空機騒音障害防止法」という。）第五条及び第八条の二に規定する工事に係る助成

第五章 罰則（第三十六条―第四十三条）

四 前三号に掲げるもののほか、両空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する基本的な事項

四 前三号に掲げるもののほか、両空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する基本的な事項

ハ 航空機騒音障害防止法第六条に規定する共同利用施設の整備に関する助成

附則（第三十六条―第四十三条）

四 前三号に掲げるもののほか、両空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する基本的な事項

四 前三号に掲げるもののほか、両空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する基本的な事項

ニ 航空機騒音障害防止法第九条第一項の規定による同項に規定する建物等の移転又は除却により生ずる損失の補償及び同条第二項の規定による土地の買入れ並びに航空機騒音障害防止法第十条第一項の規定による損失の補償

第一章 総則

四 前三号に掲げるもののほか、両空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する基本的な事項

四 前三号に掲げるもののほか、両空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する基本的な事項

ホ 航空機の騒音によりその機能が害されるおそれのない施設の建設及び管理
前号に掲げるもののほか、大阪国際空港の

（目的）

四 前三号に掲げるもののほか、両空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する基本的な事項

四 前三号に掲げるもののほか、両空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する基本的な事項

五 前号に掲げるもののほか、大阪国際空港の

第一条 この法律は、関西国際空港及び大阪国際空港（以下「両空港」という。）の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する基本方針の策定、新関西国際空港株式会社の事業の適正な運営を確保するために必要な措置、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成十一年法律第百十七号。以下「民間資金法」という。）の規定により両空港に係る特定事業（民間資金法第二条第二項に規定する特定事業をいう。以下同じ。）が実施される場合における関係法律の特例その他の両空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に必要な措置を定めることにより、関西国際空港の整備に要した費用に係る債務の早期の確実な返済を図りつつ、関西国際空港の我が国の国際航空輸送網の拠点となる空港（以下「国際拠点空港」という。）としての機能の再生及び強化並びに両空港の適切かつ有効な活用を通じた関西における航空輸送需要の拡大を図り、もって航空の総合的な発達に資するとともに、我が国の産業、観光等の国際競争力の強化及び関西における経済の活性化に寄与することを目的とする。

3 国土交通大臣は、第三十四条第一項の協議会が組織されている場合において、基本方針を定めようとするときは、当該協議会の意見を聴くものとする。

第五節 総則
第一章 新関西国際空港株式会社
第一節 総則
（会社の目的）
第六条 新関西国際空港株式会社（以下「会社」という。）は、関西国際空港の我が国の国際拠点空港としての機能の再生及び強化並びに両空港の適切かつ有効な活用を通じた関西における航空輸送需要の拡大を図ることに、我が国の産業、観光等の国際競争力の強化及び関西における経済の活性化に寄与するため、特定事業の活用その他の両空港の設置及び管理の効率化に資する措置を講じつつ、両空港の設置及び管理を一体的かつ効率的に行うこと等を目的とする株式会社とする。

五 前号に掲げるもののほか、大阪国際空港の

（基本方針）

四 前三号に掲げるもののほか、両空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する基本的な事項

四 前三号に掲げるもののほか、両空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する基本的な事項

五 前号に掲げるもののほか、大阪国際空港の

第二条 国土交通大臣は、両空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めるものとする。

四 前三号に掲げるもののほか、両空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する基本的な事項

四 前三号に掲げるもののほか、両空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する基本的な事項

五 前号に掲げるもののほか、大阪国際空港の

（基本方針）

四 前三号に掲げるもののほか、両空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する基本的な事項

四 前三号に掲げるもののほか、両空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する基本的な事項

五 前号に掲げるもののほか、大阪国際空港の

（基本方針）

四 前三号に掲げるもののほか、両空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する基本的な事項

四 前三号に掲げるもののほか、両空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する基本的な事項

五 前号に掲げるもののほか、大阪国際空港の

（基本方針）

四 前三号に掲げるもののほか、両空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する基本的な事項

四 前三号に掲げるもののほか、両空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する基本的な事項

五 前号に掲げるもののほか、大阪国際空港の

（基本方針）

四 前三号に掲げるもののほか、両空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する基本的な事項

四 前三号に掲げるもののほか、両空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する基本的な事項

五 前号に掲げるもののほか、大阪国際空港の

（基本方針）

四 前三号に掲げるもののほか、両空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する基本的な事項

四 前三号に掲げるもののほか、両空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する基本的な事項

五 前号に掲げるもののほか、大阪国際空港の

（基本方針）

四 前三号に掲げるもののほか、両空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する基本的な事項

四 前三号に掲げるもののほか、両空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する基本的な事項

五 前号に掲げるもののほか、大阪国際空港の

（基本方針）

四 前三号に掲げるもののほか、両空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する基本的な事項

四 前三号に掲げるもののほか、両空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する基本的な事項

五 前号に掲げるもののほか、大阪国際空港の

（基本方針）

四 前三号に掲げるもののほか、両空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する基本的な事項

四 前三号に掲げるもののほか、両空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する基本的な事項

五 前号に掲げるもののほか、大阪国際空港の

（基本方針）

四 前三号に掲げるもののほか、両空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する基本的な事項

四 前三号に掲げるもののほか、両空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する基本的な事項

五 前号に掲げるもののほか、大阪国際空港の

（基本方針）

四 前三号に掲げるもののほか、両空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する基本的な事項

四 前三号に掲げるもののほか、両空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する基本的な事項

五 前号に掲げるもののほか、大阪国際空港の

（基本方針）

四 前三号に掲げるもののほか、両空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する基本的な事項

四 前三号に掲げるもののほか、両空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する基本的な事項

五 前号に掲げるもののほか、大阪国際空港の

（基本方針）

四 前三号に掲げるもののほか、両空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する基本的な事項

四 前三号に掲げるもののほか、両空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する基本的な事項

五 前号に掲げるもののほか、大阪国際空港の

（基本方針）

四 前三号に掲げるもののほか、両空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する基本的な事項

四 前三号に掲げるもののほか、両空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する基本的な事項

五 前号に掲げるもののほか、大阪国際空港の

（基本方針）

四 前三号に掲げるもののほか、両空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する基本的な事項

四 前三号に掲げるもののほか、両空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する基本的な事項

五 前号に掲げるもののほか、大阪国際空港の

（基本方針）

四 前三号に掲げるもののほか、両空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する基本的な事項

四 前三号に掲げるもののほか、両空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する基本的な事項

五 前号に掲げるもののほか、大阪国際空港の

（基本方針）

四 前三号に掲げるもののほか、両空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する基本的な事項

四 前三号に掲げるもののほか、両空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する基本的な事項

五 前号に掲げるもののほか、大阪国際空港の

（基本方針）

四 前三号に掲げるもののほか、両空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する基本的な事項

四 前三号に掲げるもののほか、両空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する基本的な事項

五 前号に掲げるもののほか、大阪国際空港の

（基本方針）

四 前三号に掲げるもののほか、両空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する基本的な事項

四 前三号に掲げるもののほか、両空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する基本的な事項

五 前号に掲げるもののほか、大阪国際空港の

（基本方針）

四 前三号に掲げるもののほか、両空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する基本的な事項

四 前三号に掲げるもののほか、両空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する基本的な事項

五 前号に掲げるもののほか、大阪国際空港の

（基本方針）

四 前三号に掲げるもののほか、両空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する基本的な事項

四 前三号に掲げるもののほか、両空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する基本的な事項

五 前号に掲げるもののほか、大阪国際空港の

（基本方針）

四 前三号に掲げるもののほか、両空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する基本的な事項

四 前三号に掲げるもののほか、両空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する基本的な事項

五 前号に掲げるもののほか、大阪国際空港の

（基本方針）

四 前三号に掲げるもののほか、両空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する基本的な事項

四 前三号に掲げるもののほか、両空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する基本的な事項

五 前号に掲げるもののほか、大阪国際空港の

（基本方針）

四 前三号に掲げるもののほか、両空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する基本的な事項

四 前三号に掲げるもののほか、両空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する基本的な事項

五 前号に掲げるもののほか、大阪国際空港の

（基本方針）

四 前三号に掲げるもののほか、両空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する基本的な事項

四 前三号に掲げるもののほか、両空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する基本的な事項

五 前号に掲げるもののほか、大阪国際空港の

周辺における航空機の騒音その他の航空機の運航により生ずる障害を防止するため、又は大阪国際空港の周辺における生活環境の改善に資するためを行う事業

六 関西国際空港と最寄りの陸岸との間の連絡橋その他これに類する施設の建設及び管理

七 前各号の事業に附帯する事業

二 会社は、前項の事業を営むほか、同項の事業の遂行に支障のない範囲内で、同項の事業以外の事業を営むことができる。この場合において、会社は、あらかじめ、国土交通省令で定める事項を国土交通大臣に届け出なければならない。

（会社の責務）

第十条 会社は、常にその事業を適正かつ効率的に営むことに留意するとともに、関西国際空港の整備に要した費用に係る債務の早期の確実な返済その他の会社の経営基盤を強化するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

二 会社は、その目的を達成するため、両空港に係る公共施設等運営権の設定を適時に、かつ、適切な条件で実施するとともに、当該公共施設等運営権を設定した場合における第二十九条第一項に規定する特定空港運営事業が適切かつ円滑に実施されるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（生活環境の改善に対する配慮等）

第十一条 会社は、その周辺地域が市街化されている大阪国際空港については、当該周辺地域の住民その他の者の理解と協力を得ることがその事業の円滑な実施を図る上で特に必要であることに鑑み、その事業の実施に当たり大阪国際空港の周辺における生活環境の改善に配慮するとともに、第九条第一項第四号及び第五号の事業が適切かつ確実に営まれるようにしなければならない。

二 国は、第九条第一項第四号及び第五号の事業が円滑に実施されるよう配慮するものとする。

（事業の実施の特例）

第十二条 関西国際空港に係る第九条第一項第一号の事業のうち、国土交通大臣が関西国際空港の空港用地（以下単に「空港用地」という。）の維持その他の管理の特殊性その他の事情を勘案して、空港用地の適正かつ確実な管理の実施及び会社の経営基盤の強化を図るため空港用地の保有及び管理を会社以外の者に行わせる必要があると認めて告示した区域において行われるものは、当該事業に係る空港用地の保有及び管理（以下「特定空港用地保有管理事業」という。）について次に掲げるところに従って行われなければならない。

一 国土交通大臣が指定する株式会社（以下「指定会社」という。）が当該空港用地を保有し、その管理を行うこと。

二 指定会社は、当該空港用地を会社に貸し付けること。

二 特定空港用地保有管理事業は、第三条第一項の設置管理基本計画に適合するものでなければならない。

（指定会社）

第十三条 前条第一項第一号の規定による指定は、次に掲げる要件を備える者の申請があつた場合において、行ふものとする。

一 会社がその発行済株式（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができる株式を除き、

会社法（平成十七年法律第八十六号）第八百七十九条第三項の規定により議決権を有するものとみなされる株式を含む。第八項において

同じ。）の総数の二分の一以上に当たる株式を保有している株式会社であつて、特定空港用地保有管理事業を行うことを目的とするものであること。

二 基本方針に従つて特定空港用地保有管理事業を行うことについて適正かつ確実な計画を有すると認められること。

三 基本方針に従つて特定空港用地保有管理事

業を行うことについて十分な経理的基礎及び技術的能力を有すると認められること。

二 指定会社は、特定空港用地保有管理事業の開始前に、国土交通省令で定めるところにより、会社と協議して、基本方針に即して、特定空港用地保有管理事業の実施に関する計画を定め、これを国土交通大臣に提出しなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

三 指定会社は、会社に対する空港用地の貸付けに係る貸付料その他の政令で定める貸付けの条件について、あらかじめ、国土交通大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

四 国土交通大臣は、前項の貸付料その他の貸付けの条件が、空港用地の整備に要した費用に係る債務の返済の確実かつ円滑な実施が図られるものとして政令で定める基準に適合する場合でなければ、同項の認可をしてはならない。

五 指定会社は、毎事業年度の開始前に（前条第一項第一号の規定による指定を受けた日の属する事業年度にあつては、その指定を受けた後速やかに）、国土交通省令で定めるところにより、基本方針に即して、その事業年度の事業計画を定め、これを国土交通大臣に提出しなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

六 指定会社は、国土交通省令で定める重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、国土交通大臣の認可を受けなければならない。

七 指定会社の定款の変更、合併、分割及び解散の決議は、国土交通大臣の認可を受けなければならない。その効力を生じない。

八 会社は、常時、指定会社の発行済株式の総数の二分の一以上に当たる株式を保有していなければならない。

九 国土交通大臣は、特定空港用地保有管理事業の適正な実施を確保するため必要があると認め

るときは、指定会社に対し、業務に関し監督上必要な命令をすることができる。

（資金の貸付け）

第十四条 政府は、予算の範囲内において、指定会社に対し、特定空港用地保有管理事業に要する経費に充てる資金を無利子で貸し付けることができる。

（関西国際空港用地整備準備金）

第十五条 指定会社は、毎事業年度末において、空港用地の整備に要する費用の支出に備えるために必要な金額を、国土交通省令で定めるところにより、関西国際空港用地整備準備金として積み立てなければならない。

（指定の取消）

第十六条 国土交通大臣は、指定会社が次の各号のいずれかに該当するときは、第十二条第一項第一号の規定による指定を取り消すことができる。

一 特定空港用地保有管理事業を適正に行うことができないと認めるとき。

二 この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。

三 第十三条第九項の規定による命令に違反したとき。

（指定を取り消した場合における措置）

第十七条 前条の規定により第十二条第一項第一号の規定による指定を取り消した場合における当該取消しに係る指定会社の権利及び義務の取扱いその他必要な措置については、別に法律で定める。

二 前条の規定により第十二条第一項第一号の規定による指定を取り消した場合において、前項の法律に基づく必要な措置がとられるまでの間は、国土交通大臣が、政令で定めるところにより、特定空港用地保有管理事業に係る財産の管理その他の業務を行うものとする。

（一般担保）

第十八条 会社の債権者は、会社の財産について他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受

ける権利を有する。

2 指定会社の社債権者は、指定会社の財産について他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利を有する。

3 前二項の先取特権の順位は、民法(明治二十九年法律第八十九号)の規定による一般の先取特権に次ぐものとする。

(債務保証)

第十九条 政府は、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律(昭和二十一年法律第二十四号)第三条の規定にかかわらず、国会の議決を経た金額の範囲内において、会社又は指定会社の債務(国際復興開発銀行等からの外資の受入に関する特別措置に関する法律(昭和二十八年法律第五十一号)第二条第一項の規定に基づき政府が保証契約をすることができる債務を除く。)について、保証契約をすることができ、

2 政府は、前項の規定によるほか、会社又は指定会社が社債券又はその利権を失った者に交付するために政令で定めるところにより発行する社債券又は利権に係る債務について、保証契約をすることができ、

(国及び地方公共団体の配慮)

第二十条 国及び地方公共団体は、会社の事業の円滑かつ効率的な遂行を図るため、適当と認める人的及び技術的援助について必要な配慮を加えるものとする。

(代表取締役等の選定等の決議)

第二十一条 会社の代表取締役又は代表執行役の選定及び解職並びに監査役の選任及び解任又は監査委員の選定及び解職の決議は、国土交通大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

(事業計画)

第二十二条 会社は、毎事業年度の開始前に、国土交通省令で定めるところにより、基本方針に即して、その事業年度の事業計画を定め、国土交通大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

(社債及び借入金)

第二十三条 会社は、会社法第六百七十六条に規定する募集社債(社債、株式等の振替に関する法律(平成十三年法律第七十五号)第六十六条第一号に規定する短期社債を除く。第三項並びに第四十一条第一項第三号及び第二項第四号において「募集社債」という。)を引き受ける者の募集をし、株式交換に際して社債(社債、株式等の振替に関する法律第六十六条第一号に規定する短期社債を除く。第三項並びに第四十一条第一項第三号及び第二項第四号において同じ。)を発行し、又は弁済期限が一年を超える資金を借り入れようとするときは、国土交通大臣の認可を受けなければならない。

2 前項の規定は、会社が、社債券を失った者に交付するために政令で定めるところにより社債券を発行し、当該社債券の発行により新たに債務を負担することとなる場合には、適用しない。

3 前二項の規定は、指定会社が募集社債を引き受ける者の募集をし、株式交換に際して社債券を発行し、又は弁済期限が一年を超える資金を借り入れようとする場合について準用する。

(重要な財産の譲渡等)

第二十四条 会社は、国土交通省令で定める重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、国土交通大臣の認可を受けなければならない。

(定款の変更等)

第二十五条 会社の定款の変更、剰余金の配当その他の剰余金の処分、合併、分割及び解散の決議は、国土交通大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

(財務諸表)

第二十六条 会社は、毎事業年度終了後三月以内に、その事業年度の貸借対照表、損益計算書及び事業報告書を国土交通大臣に提出しなければならない。

第三節 雑則

(監督)

第二十七条 会社は、国土交通大臣がこの法律の定めるところに従い監督する。

2 国土交通大臣は、この法律を施行するため必要があるとき、会社に対し、業務に關し監督上必要な命令をすることができる。

(報告及び検査)

第二十八条 国土交通大臣は、この法律を施行するため必要があるとき、会社からその業務に關し報告をさせ、又はその職員に、会社の営業所、事務所その他の事業場に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 国土交通大臣は、この法律を施行するため必要があるとき、指定会社から特定空港用地保有管理事業に關し報告をさせ、又はその職員に、指定会社の事務所その他の事業場に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

3 前二項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

4 第一項又は第二項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第三章 特定空港運営事業に係る関係法律の特例等

(民間資金法の特例等)

第二十九条 会社が、民間資金法第六条の規定により、第九条第一項の事業に係る特定事業関西国際空港又は大阪国際空港の運営等(民間資金法第二条第六項に規定する運営等という。第三十二条第二項において同じ。)を行い、空港法(昭和三十一年法律第八十号)第十三条第一項に規定する着陸料等を自らの収入として収受する事業を含むものに限る。以下「特定空港運営事業」という。)を選定する場合には、当該特定事業は、公共施設等運営権を設定することにより実施されるものでなければならない。

2 特定空港運営事業に係る公共施設等運営権を有する者(以下「空港運営権者」という。)が第九条第一項第四号の事業を含む特定空港運営事業を実施する場合には、当該特定空港運営事業には、同号イからホまでの事業のいずれもが含まなければならない。この場合において、会社は、同項の規定にかかわらず、同号の事業を行わないものとする。

第三十条 会社は、次に掲げる場合には、あらかじめ、国土交通大臣の承認を受けなければならない。

一 特定空港運営事業に係る民間資金法第五条第一項に規定する実施方針を定めようとするとき。

二 民間資金法第六条の規定により特定空港運営事業を選定しようとするとき。

三 民間資金法第七条第一項の規定により特定空港運営事業を実施する民間事業者を選定しようとするとき。

四 民間資金法第十条の六第一項の規定により特定空港運営事業に係る公共施設等運営権を設定しようとするとき。

五 特定空港運営事業に係る民間資金法第十条の十三第二項の許可をしようとするとき。

六 特定空港運営事業に係る民間資金法第十条の十五の規定による指示をしようとするとき。

七 民間資金法第十条の十六第一項の規定により、特定空港運営事業に係る公共施設等運営権を取り消し、又はその行使の停止を命じようとするとき。

2 前項の承認は、基本方針に照らして適切であると認められる場合でなければ、これを行わないものとする。

3 前項に定めるもののほか、第一項(第三号及び第五号に係る部分に限る。)の承認は、特定空港運営事業を行うこととなる者が次の要件を満たしていることと認められる場合でなければ、これを行わないものとする。

3 前項に定めるもののほか、第一項(第三号及び第五号に係る部分に限る。)の承認は、特定空港運営事業を行うこととなる者が次の要件を満たしていることと認められる場合でなければ、これを行わないものとする。

一 基本方針に従つて特定空港運営事業を行うことについて適正かつ確実な計画を有すると認められること。

二 基本方針に従つて特定空港運営事業を行うことについて十分な経理的基礎及び技術的能力を有すると認められること。

4 会社は、民間資金法第十条の七の規定により同条に規定する費用に相当する金額の全部又は一部を徴収する場合には、その金額(第四十一条第一項第八号において「費用相当金額」という。)について、国土交通大臣の認可を受けなければならない。

5 空港運営権者及び会社が特定空港運営事業に
関し締結する民間資金法第十条の九第一項に規
定する公共施設等運営権実施契約は、国土交通
大臣の認可を受けなければ、その効力を生じな
い。

6 前二項の認可は、基本方針に照らして適切であると認められる場合でなければ、これを行わないものとする。

7 空港運営権者が民間資金法第十条の十一項の規定により空港法第十三条第一項に規定する着陸料等、同法第十六条第一項に規定する旅客取扱施設利用料及び航空法第五十四条第一項の使用料金を收受する場合における民間資金法第十条の十二項の規定の適用については、同項中「利用料金は、実施方針に従い」とあるのは「利用料金は」とし、同項後段の規定は、適用しない。

8 会社は、民間資金法第十条の十五の規定により、空港運営権者に対して、報告を求め、又は実地について調査した場合には、遅滞なく、その結果を国土交通大臣に報告しなければならない。

国土交通大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、会社に対し、次に掲げる事項を命ずることができる。

一 民間資金法第十条の十五の規定により、空港運営権者に対して、報告を求め、実地につ

いて調査し、又は必要な指示をすること。

民間資金法第十条の十六第一項の規定により、特定空港運営事業に係る公共施設等運営権を取り消し、又はその行使の停止を命ずること。

航空法の特例)

第二十一条 空港運営権者が特定空港運営事業を
実施する場合における航空法の規定の適用につ
いては、同法第四十七条第一項中「空港等の設
置者又は航空保安施設の設置者」とあるのは「関
西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率
的な設置及び管理に関する法律(平成二十三年
法律第 号)第二十九条第二項に規定する
空港運営権者(以下「空港運営権者」という。)

（二）當該施設とあるのは、同法第一条に規定する、同空港及び同法第二条第一項に規定する航空港航空保安施設のうち、当該空港運営権者がある民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成十一年法律第百十七号）第二条第七項に規定する公共施設等

運営権に係るもの」と、同条第二項中「空港等又は航空保安施設」とあるのは「施設」と、同法第四十七條の第二項及び第三項並びに第四十七條の第三項第一項中「空港の設置者」とあるのは「空港運営権者」と、同法第四十七條の第二項中「空港の設置者が遵守すべき」とあるのは「空港運営権者が遵守すべき」と、同法第四十八條ただし書中「管理すべきこと」とあるのは「管理し、若しくは空港運営権者が管理するために必要と

「保安措置を講ずべきこと」と、同法第三百三十四
条第二項第四号中「空港等又は航空保安施設の
設置者」とあるのは「空港等若しくは航空保安施
設の設置者又は空港運営権者」とする。

空港運営権者が第九条第一項第二号の事業を営む特定空港運営事業を実施する場合における航空法の規定の適用については、同法第五十四条及び第百四十八条の二中「航空保安施設の設置者」とあるのは、「空港運営権者」とする。
(空港法の特例等)

第三十二条 空港運営権者が特定空港運営事業を

実施する場合における空港法の規定の適用については、同法第十二条第一項中「空港管理者」とあるのは「関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する法律（平成二十三年法律第 号）第二十九条第二

項に規定する空港運営権者（以下「空港運営権者」という。）と、同条第二項中「空港管理者（国土交通大臣を除く。次条において同じ。）」とあり、同法第十三条中「空港管理者」とあり、同法第十四条第二項第二号中「次条第三項に規定する指定空港機能施設事業者」とあり、同法第三十二条第一項中「空港管理者（国土交通大臣を除く。次項及び次条において同じ。）」及び指定空港

機能施設事業者」とあり、及び同条第二項中「空港管理者及び指定空港機能施設事業者」とあるのは「空港運営権者」と、同法第三十三条中「空港管理者、指定空港機能施設事業者」とあるのは「空港管理者（国土交通大臣を除く。）」「空港運営権者」とする。

2 九条第一項第三号の事業のうち航空旅客の取扱施設の運営等を行うものを含む特定空港運営事業を行う空港運営権者について準用する。この場合において、同法第三十二条第一項及び第二項中「この法律」とあるのは、「関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する法律第三十二条第二項において準用する第十六条の規定」と読み替えるものとする。

る。

(航空機騒音障害防止法の特例)

第三十三条 空港運営権者が第九条第一項第四号

の事業を含む特定空港運営事業を実施する場合における航空機騒音障害防止法の規定の適用については、航空機騒音障害防止法第四条の見出し、第五条、第六条、第八条の二、第九条第一項及び第二項、第九条の二並びに第十条第一項中「特定飛行場の設置者」とあるのは「空港運営権者」と、航空機騒音障害防止法第四条中「特定

飛行場の設置者は」とあるのは「関西国際空港及

び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する法律（平成二十三年法律第
号）第二十九条第二項に規定する空港運営権者
（以下「空港運営権者」という。）は」と、「特定飛
行場の設置者が」とあるのは「空港運営権者が」と、航空機騒音障害防止法第五条及び第六条中
「補助する」とあるのは「助成する」とする。

第四章 雜則

(協議会)

第三十四条 会社は、函空港の一体的かつ効率的な設置及び管理の円滑な実施を図るために必要な協議を行うための協議会（以下この条において「協議会」という。）を組織することができる。

協議会は、次に掲げる者をもつて構成する。

会社

三 関係行政機関、関係地方公共団体、航空運送事業者（航空法第二条第十八項に規定する航空運送事業を経営する者をいう。）、学識経験者、観光関係団体、商工関係団体その他の会社が必要と認める者

3
空港法第十四条第三項から第七項までの規定は、協議会について準用する。この場合において、同条第三項中「第一項」とあるのは「関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する法律第三十四条第一項」と、「空港管理者」とあるのは「新関西国際空港

株式会社」と、「前項第二号」とあるのは「第二項第二号」と読み替えるものとする。

4 空港運営権者が特定空港運営事業を実施する場合における第二項の規定の適用については、同項第二号中「指定会社」とあるのは、「指定会社及び空港運営権者」とする。

(協議)

第三十五条 国土交通大臣は、次に掲げる場合には、財務大臣に協議しなければならない。

一 基本方針を定め、又は変更しようとするとき。

国土交通委員会會議録第六号

2 前項の罪を犯した者が自首したときは、その

第四十一条 次の各号のいずれかに該当する場合

四 第二十三条第三項において準用する同条第一項の規定に違反して、募集社債を引き受け

三十四條第四項、第三十五條第一項第五号（第三十條第四項に係る部分に限る。）及び第六号並びに第二項、第三十九條、第四十一條

第一項第六号(第三十条第九項に係る部分に限る。)及び第七号から第九号まで並びに第四十二条の規定 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の一部を改正する法律(平成二十三年法律第 号)の施行の日又はこの法律の施行の日(以下「施行日」という。)のいずれか遅い日 (会社の設立等) 第二条 国土交通大臣は、設立委員を命じ、会社の設立に關して発起人の職務を行わせる。 2 設立委員は、定款を作成して、国土交通大臣の認可を受けなければならない。 3 国土交通大臣は、前項の認可をしようとするときは、財務大臣に協議しなければならない。 4 会社の設立に際して発行する株式に関する次に掲げる事項及び会社が発行することができると株式の総数は、定款で定めなければならない。 一 株式の総数(会社を種類株式発行会社(会社法第二十三条第十三号に規定する種類株式発行会社をいう。)として設立しようとする場合にあっては、その種類及び種類ごとの数) 二 株式の払込金額(株式一株と引換えに払い込む金銭又は給付する金銭以外の財産の額をいう。) 三 資本金及び資本準備金の額に関する事項 5 会社の設立に際して発行する株式の総数は、政府が引き受けるものとし、設立委員は、これを政府に割り当てるものとする。 6 政府は、会社の設立に際し、会社に対し、政府の保有する関西国際空港株式会社(以下「関西空港会社」という。)の株式の一部を出資するものとする。 7 会社の設立に係る会社法第六十五条第一項の規定の適用については、同項中第五十八條第一項第三号の期日又は同号の期間の末日のうち最も遅い日以後とあるのは、「関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する法律(平成二十三年法律第 号)附則第二項第五項の規定による株式の割当後」とする。	8 第六項の規定により政府が行う出資に係る給付は、前条第二号に掲げる規定の施行の日に行われるものとし、会社は、会社法第四十九条の規定にかかわらず、その時に成立する。 9 会社は、会社法第九十一条第一項の規定にかかわらず、会社の成立後遅滞なく、その設立の登記をしなければならない。 10 会社法第三十条及び第二編第一章第三節の規定は、会社の設立については、適用しない。 11 会社は、その成立後施行日の前日までの間は、次に掲げる業務を行うものとする。 一 第九条の事業の準備に関する業務 二 附則第五條第一項の計画の作成 三 前二号に掲げる業務に附帯する業務 12 関西国際空港株式会社法(昭和五十九年法律第五十三号)第五條の規定は、会社の商号については、適用しない。 (承継方針) 第三条 国土交通大臣は、関西空港会社が営んでいる事業並びに関西空港会社の権利及び義務(以下「関西空港会社の事業等」という。)並びに独立行政法人空港周辺整備機構(以下「機構」という。)が行っている業務並びに機構の権利及び義務(以下「機構の業務等」という。)の会社への適正かつ円滑な承継を図るため、関西空港会社の事業等及び機構の業務等の承継に関する方針(以下この条及び次条において「承継方針」という。)を定めなければならない。 2 承継方針は、次に掲げる事項に関する基本的な事項について定めることとする。 一 会社を引き継がせる関西空港会社の事業及び機構の業務の種類及び範囲 二 会社に承継させる関西空港会社及び機構の資産、債務その他の権利及び義務 三 その他会社への関西空港会社の事業等及び機構の業務等の適正かつ円滑な承継に関する事項 3 承継方針は、関西空港会社の事業等のうち、	空港用地の保有及び管理以外の事業並びに当該事業に係る権利及び義務を、次に掲げるところにより会社に承継させるよう定めなければならない。 一 関西空港会社を吸収分割会社(会社法第七百五十八條第一号に規定する吸収分割会社をいう。)とし、会社を吸収分割承継会社(同法第七百五十七條に規定する吸収分割承継会社をいう。)とする吸収分割によること。 二 前号の吸収分割がその効力を有する日を施行日とすること。 4 承継方針は、前項に規定するもののほか、機構の業務等のうち、大阪国際空港に係るもの(附則第六條第四項の規定により同項の政令で定める関係地方公共団体に対して分配される財産を除く。)を会社に承継させるよう定めなければならない。 5 国土交通大臣は、承継方針を定めようとするときは、財務大臣に協議しなければならない。 (実施計画) 第四条 国土交通大臣は、承継方針を定めたときは、関西空港会社及び機構に対し、関西空港会社の事業等又は機構の業務等の承継に関する実施計画(以下「実施計画」という。)を国土交通省令で定めるところにより作成すべきことを指示しなければならない。 2 実施計画には、前条第二項各号に掲げる事項(関西空港会社にあつては関西空港会社に係る事項に限り、機構にあつては機構に係る事項に限る。)について記載するものとする。 3 関西空港会社又は機構は、第一項の規定による指示があつたときは、国土交通大臣が定める期間内に承継方針に従い実施計画を作成し、国土交通大臣の認可を受けなければならない。 4 関西空港会社又は機構は、実施計画を変更しようとするときは、国土交通大臣の認可を受けなければならない。 5 国土交通大臣は、前二項の認可をしようとするときは、財務大臣に協議しなければならない。	い。 (承継時の出資) 第五條 国土交通大臣は、機構に係る前条第三項の認可をしたときは、会社に対し、次条第一項及び第三項の規定による承継に際しての株式の発行に関する計画を国土交通省令で定めるところにより作成すべきことを指示しなければならない。 2 前項の計画には、次条第一項又は第三項の規定による承継に際して発行する株式の数その他の国土交通省令で定める事項について記載するものとする。 3 会社は、第一項の規定による指示があつたときは、国土交通大臣が定める期間内に同項の計画を作成し、国土交通大臣の認可を受けなければならない。 4 国土交通大臣は、機構に係る前条第四項の認可(附則第三條第二項第二号に掲げる事項の変更に係るものに限る。)をしたとき又は国土交通省令で定める事由が生じたときは、会社に対し、第一項の計画を国土交通省令で定めるところにより変更すべきことを指示しなければならない。 5 第二項及び第三項の規定は、前項の場合について準用する。 6 会社が第三項の認可を受けた計画(前項において準用する第三項の認可があつたときは、変更後のもの)において定めるところに従い発行する株式の総数は、政府及び機構が引き受けるものとし、会社は、これを当該計画において定めるところに従い政府及び機構に割り当てるものとする。 7 前項の株式については、会社法第四百四十五條第二項の規定にかかわらず、その発行に際して次項及び第九項の規定により政府及び機構が出資した財産の額の二分の一を超える額を資本金として計上しないことができる。この場合において、同条第一項中「この法律」とあるのは、「この法律又は関西国際空港及び大阪国際空港
--	---	---	--

の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する法律（平成二十三年法律第 号）とする。

8 政府は、第六項の規定による株式の引受けに際し、会社に対し、政府の保有する関西空港会社の株式及び社会資本整備事業特別会計の空港整備勘定に所属する国有財産のうち大阪国際空港に係るものを出資するものとする。

9 機構は、第六項の規定による株式の引受けに際し、会社に対し、機構が前条第三項の認可を受けた実施計画（同条第四項の認可があつたときは、変更後のもの。次条第三項において「機構承継計画」という。）において定めるところに従い、その財産のうち大阪国際空港に係るもの（次条第四項の規定により同項の政令で定める関係地方公共団体に対して分配される財産を除く。）を出資するものとする。

10 前二項の規定により政府及び機構が行う出資に係る給付は、この法律の施行の時に行われるものとする。

11 機構が第九項の規定による出資によって取得する会社の株式は、この法律の施行の時に、政府に無償譲渡されるものとする。

12 政府が第八項の規定による出資によって取得する会社の株式及び前項の規定により政府に無償譲渡される会社の株式は、政令で定めるところにより、財政投融資特別会計の投資勘定又は社会資本整備事業特別会計の空港整備勘定に帰属するものとする。

13 会社法第二百七条の規定は、会社が第六項の株式を発行する場合については、適用しない。（権利義務の承継等）

第六条 この法律の施行の際現に国が有する権利及び義務のうち、国土交通省設置法平成十一年法律第百号（第四条第百九号に掲げる事務）大阪国際空港に係るものに限り、政令で定めるものを除き、会社が承継する。

2 会社は、この法律の施行の時にあっては、関西空港会社が附則第四条第三項の認可を受けた実

施計画（同条第四項の認可があつたときは、変更後のもの。以下「会社承継計画」という。）において定めるところに従い、会社承継計画において定められた関西空港会社の事業等を承継する。

3 会社は、この法律の施行の時にあっては、機構承継計画において定めるところに従い、機構承継計画において定められた機構の業務等を承継する。

4 前項の規定による承継に際し、機構は、その業務（大阪国際空港に係るものに限り、）に係る資産から当該業務に係る負債の金額を控除して残額を生ずるときは、当該残額に相当する額の財産を、出資者である政令で定める関係地方公共団体に対し、その出資額の機構の資本金の額に対する割合に応じて分配するものとする。この場合において、当該関係地方公共団体に分配する財産の額は、その出資額を限度とする。

5 機構が前項の規定により財産の分配をしたときは、機構の資本金のうち当該分配をした財産の額については、機構に対する同項の政令で定める関係地方公共団体からの出資はなかつたものとし、機構は、その額により資本金を減少するものとする。

6 機構が前条第十一項の規定により会社の株式を政府に無償譲渡したときは、施行日の前日における機構に対する政府の出資金のうち大阪国際空港に係る業務に係る部分として国土交通大臣が定める金額については、機構に対する政府からの出資はなかつたものとし、機構は、その額により資本金を減少するものとする。

7 第一項から第三項までの規定により会社が国、関西空港会社及び機構から承継する資産及び負債（次項において「承継財産」という。）の価額は、評価委員が評価した価額とする。

8 評価委員は、前項の規定による評価をしようとするときは、施行日現在における承継財産の時価を基準とするものとする。ただし、承継財産の種類、用途その他の事項を勘案して時価に

よることが適當でないとき、承継財産の時価によらないことができる。

9 前二項に規定するもののほか、評価委員のその他評価に關し必要な事項は、政令で定める。（連帯債務）

第七条 この法律の施行の時までに関西空港会社が借り入れた借入金に係る債務及びこの法律の施行の時に発行されている関西空港会社の社債に係る債務については、会社及び関西空港会社が連帯して弁済の責めに任ずる。ただし、関西空港会社が国から借り入れた借入金に係る債務については、国が弁済の請求をする場合にあつては、この限りでない。

2 前項の場合には、その社債権者は、会社及び関西空港会社の財産について他の債権者に先立つて自己の債権の弁済を受ける権利を有する。

3 前項の先取特権の順位は、民法の規定による一般の先取特権に次ぐものとする。

（権利及び義務の承継に伴う経過措置）

第八条 附則第六条第三項の規定により会社が承継する債務に係る空港周辺整備債券については、第十八条第一項の規定の適用については、これを会社の社債とみなす。

2 附則第六条第二項の規定により会社が承継する関西空港会社の社債に係る債務については附則第十九条の規定による廃止前の関西国際空港株式会社法（以下「旧関西空港会社法」という。）第九条の規定により政府がした保証契約は、その承継後においても、当該社債に係る債務について従前の条件により存続するものとする。

3 附則第六条第三項の規定により会社が承継する機構の長期借入金又は空港周辺整備債券に係る債務については航空機騒音障害防止法第三十一条の規定により政府がした保証契約は、その承継後においても、当該長期借入金又は空港周辺整備債券に係る債務について従前の条件により存続するものとする。（租税関係法令の適用に関する経過措置）

第九条 附則第二条第九項の規定により会社が受ける設立の登記、附則第五条第八項又は第九項の規定により政府又は機構が行う出資に係る財産の給付に伴い会社が受ける登記又は登録及び附則第六条第二項の規定により会社が関西空港会社の権利の承継をする場合における当該承継に伴う登記又は登録については、会社の成立後三年以内に登記又は登録を受けるものに限り、登録免許税を課さない。

2 附則第五条第八項又は第九項の規定により政府又は機構が行う出資に係る不動産又は自動車取得税に対しては、不動産取得税又は自動車取得税を課することができない。

3 附則第六条第二項の規定により会社が関西空港会社の事業等を承継する場合における当該承継に係る不動産又は自動車の取得に対しては、不動産取得税又は自動車取得税を課することができない。

（航空法の適用に関する経過措置）

第十条 会社は、この法律の施行の時にあっては、航空法に基づく関西国際空港の設置者の地位及び会社承継計画において定めるところに従い関西空港会社から承継した航空保安施設（同法第二条第五項に規定する航空保安施設をいう。次項において同じ。）の設置者の地位の関西空港会社からの承継について同法第五十五条第一項の許可を受けたものとみなす。

2 会社は、この法律の施行の時にあっては、大阪国際空港及び附則第六条第一項の規定により国から承継した航空保安施設の設置について航空法第三十八条第一項の許可を受けたものとみなす。

3 会社は、施行日前においても、航空法第四十七条の二第一項の規定の例により、両空港に係る同項の空港保安管理規程を定め、国土交通大臣に届け出ることができる。

4 前項の規定による届出は、施行日以後は、航空法第四十七条の二第一項の規定による届出とみなす。

5 施行日前に会社が大阪国際空港に係る航空法第四十七条の二第一項の空港保安管理規程について第三項の規定による届出をしなかった場合にあっては、施行日前に国土交通大臣が同法第五十五条の二第二項の規定により定めた大阪国際空港に係る同項の空港保安管理規程は、施行日以後は、同法第四十七条の二第一項の規定により会社が届け出た大阪国際空港に係る同項の空港保安管理規程とみなす。

6 施行日前に航空法第五十五条の二第三項において準用する同法第四十九条第一項若しくは第三項又は第五十一条第二項の規定により国土交通大臣が大阪国際空港に関して行った承認その他の行為は、この法律の施行の時にいてこれらの規定により会社が行った承認その他の行為とみなす。

(空港法の適用に関する経過措置)
第十一条 会社は、施行日前においても、空港法第十二条第一項の規定の例により、両空港に係る空港供用規程(同項の空港供用規程をいう。以下この条において同じ。)を定め、同法第十二条第二項の規定の例により、国土交通大臣の認可を受けることができる。

2 前項の規定による認可は、施行日以後は、空港法第十二条第二項の規定による認可とみなす。

3 施行日前に会社が関西国際空港に係る空港供用規程について第一項の規定による認可を受けなかった場合にあっては、施行日前に関西空港会社が空港法第十二条第二項の規定により認可を受けた関西国際空港に係る空港供用規程は、施行日以後は、同項の規定により会社が認可を受けた関西国際空港に係る空港供用規程とみなす。

4 施行日前に会社が大阪国際空港に係る空港供用規程について第一項の規定による認可を受けなかった場合にあっては、施行日前に国土交通大臣が空港法第十二条第一項の規定により定めた大阪国際空港に係る空港供用規程は、施行日以後は、同条第二項の規定により会社が認可を受けた大阪国際空港に係る空港供用規程とみなす。

以後は、同条第二項の規定により会社が認可を受けた大阪国際空港に係る空港供用規程とみなす。

5 会社は、施行日前に、空港法第十三条第一項の規定の例により、両空港に係る同項に規定する着陸料等を定め、国土交通大臣に届け出なければならぬ。

6 前項の規定による届出は、施行日以後は、空港法第十三条第一項の規定による届出とみなす。

(独立行政法人等の保有する個人情報保護に関する法律の適用に関する経過措置)
第十二条 この法律の施行前に独立行政法人等の保有する個人情報保護に関する法律(平成十五年法律第五十九号)の規定に基づき機構がした行為及び機構に対してなされた行為(附則第六条第三項の規定により会社が承継することとなる権利及び義務に関するものに限る。)については、会社を同法第二条第一項に規定する独立行政法人等とみなす。

(事業等又は業務等の承継に関する命令)
第十三条 国土交通大臣は、附則第四条から第六条までの規定を施行するため特に必要があると認めるときは、関西空港会社又は機構に対し、その必要の限度において命令をすることができ(罰則)

第十四条 前条の規定による命令に違反した場合においては、その違反行為をした関西空港会社の取締役、執行役、会計参与若しくはその職務を行うべき社員若しくは監督役又は機構の役員は百万円以下の過料に処する。

(設置管理基本計画に関する経過措置)
第十五条 国土交通大臣は、この法律の施行前において、第三条の規定の例により、同条第一項の設置管理基本計画を定めるものとする。

(会社の事業範囲についての経過措置)
第十六条 この法律の施行の際現に旧関西空港会社法第六条第三項の認可を受けて関西空港会社

が営んでいる事業であつて、会社承継計画において会社に引き継ぐものとされたものについては、会社によりこの法律の施行の時にいて第九条第二項後段の規定による届出がなされたものとみなす。

(事業計画に関する経過措置)

第十七条 会社の成立の日の属する事業年度の事業計画については、第二十二条中「毎事業年度の開始前に」とあるのは、「(会社の成立後遅滞なく)とする。

(大阪国際空港における空港機能施設事業に関する経過措置)

第十八条 大阪国際空港において空港機能施設事業(空港法第十五条第一項に規定する空港機能施設事業をいう。以下この条において同じ。)を行う者として同項の規定による指定を受けている者(以下この条において「大阪国際空港機能施設事業者」という。)が、施行日前に、施行日以後引き続き当該空港機能施設事業を行う旨を国土交通大臣に申し出た場合(施行日前において、当該申し出を行った大阪国際空港機能施設事業者が同法第二十一条第一項又は第二項の規定により同法第十五条第一項の規定による指定を取り消された場合を除く。)には、施行日以後は、大阪国際空港を同項に規定する国管理空港と、当該申し出を行った大阪国際空港機能施設事業者をこの法律の施行の時にいて同項の規定による指定を受けた者と、それぞれみなして、当分の間、同法第二十二條第一項中「国土交通大臣又は当該空港機能施設事業の全部を承継するものとして国土交通大臣が指定する指定空港機能施設事業者」とあるのは、「新関西国際空港株式会社」とする。

2 会社は、施行日の前日までに、前項の規定による申し出を行った大阪国際空港機能施設事業者(施行日前に空港法第二十一条第一項又は第二項の規定により同法第十五条第一項の規定による指定を取り消されたものを除く。以下この条

において「特定大阪国際空港機能施設事業者」という。)と次に掲げる事項を定めた協定を締結し、国土交通大臣の認可を受けなければならない。

一 当該空港機能施設事業に係る用地の貸付料その他の国土交通省令で定める貸付けの条件

二 会社の事業と特定大阪国際空港機能施設事業者との連携に関する事項

三 その他国土交通省令で定める事項

会社は、前項の協定を変更しようとする場合には、あらかじめ、国土交通大臣の認可を受けなければならない。

4 前二項の認可は、両空港の一体的かつ効率的な設置及び管理の円滑な実施に支障を及ぼさないと認められる場合でなければ、これを行わないものとする。

5 施行日前にされた大阪国際空港における空港機能施設事業に係る空港法第十五条第一項の規定による指定は、施行日の前日限り、その効力を失う。この場合において、特定大阪国際空港機能施設事業者以外の大阪国際空港機能施設事業者は、この法律の施行の時にいて、その空港機能施設事業の全部を会社に引き継がなければならない。

6 前項に規定するもののほか、同項に規定する場合における空港機能施設事業の引継ぎその他の必要な事項は、国土交通省令で定める。

7 特定大阪国際空港機能施設事業者についての第三十四条第二項の規定の適用については、同項第二号中「指定会社」とあるのは、「(指定会社及び附則第十八条第二項に規定する特定大阪国際空港機能施設事業者)とする。

8 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした会社の取締役、執行役、会計参与若しくはその職務を行うべき社員又は監督役は、百万円以下の過料に処する。

一 第二項の規定に違反して、協定の認可を受けなかったとき。
二 第三項の規定による認可を受けないで、協定の内容を変更したとき。

第十九条 関西国際空港株式会社法は、廃止する。

(関西国際空港株式会社法の廃止)

第二十條 関西空港会社は、この法律の施行の時に第十二条第一項第一号の規定による指定を受けたものとみなす。この場合において、第十三条第一項の規定は適用せず、同条第二項中「特定空港用地保有管理事業の開始前に」とあり、及び同条第三項中「あらかじめ」とあるのは「この法律の施行の日以後遅滞なく」と、同条第五項中「前条第一項第一号の規定による指定を受けた日の属する事業年度にあつては、その指定を受けた後」とあるのは「この法律の施行の日の属する事業年度にあつては、同日以後」とする。

2 この法律の施行の際現に関西空港会社が保有している空港用地の区域は、この法律の施行の時に第十二条第一項の規定に基づき告示された区域とみなす。

3 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日から施行日の前日までの間における第三十四条第二項の規定の適用については、同項第二号中「指定会社」とあるのは、「関西国際空港株式会社」とする。

(関西空港会社の最終事業年度)

第二十一条 関西空港会社の施行日の前日を含む事業年度は、その日に終わるものとする。

2 関西空港会社の施行日の前日を含む事業年度に係る貸借対照表、損益計算書及び事業報告書については、なお従前の例による。

(罰則の適用に関する経過措置)

第二十二條 この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第二十三條 附則第二条から前条までに規定するもののほか、会社の設立に伴い必要な経過措置その他この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む)は、政令で定める。

(航空法の一部改正)

第二十四條 航空法の一部を次のように改正する。

第五十六条の前の見出し中「第四号」を「第五号」に改め、同条第一項中「第四号」を「第五号」に、「同項第五号」を「同項第六号」に改める。

(離島振興法及び沖縄振興特別措置法の一部改正)

第二十五條 次に掲げる法律の規定中「第四条第一項第五号」を「第四条第一項第六号」に改める。

一 離島振興法(昭和二十八年法律第七十二号)別表四

二 沖縄振興特別措置法(平成十四年法律第十四号)別表七の項

(空港法の一部改正)

第二十六條 空港法の一部を次のように改正する。

第四条第一項中第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五 大阪国際空港

第四条第二項中「第四号」を「第五号」に、「同項第五号」を「同項第六号」に改め、同条第三項中「は関西国際空港株式会社」を「及び大阪国際空港は新関西国際空港株式会社」に改める。

第六条の前の見出し、同条第一項及び第九条第一項中「第四条第一項第五号」を「第四条第一項第

六号」に改める。

第十一条中「関西国際空港株式会社」を「新関西国際空港株式会社」に改める。

第十五条第一項中「第五号」を「第六号」に改める。

第二十五條 第二十七條及び第三十一条中「第四条第一項第五号」を「第四条第一項第六号」に改める。

附則第五条第一項中「第五号」を「第六号」に改める。

(行政事件訴訟法の一部改正)

第二十七條 行政事件訴訟法(昭和三十七年法律第三十九号)の一部を次のように改正する。
別表中「関西国際空港株式会社」の項を削り、国立大学法人の項の次に次のように加える。

新関西国際空港株式会社

関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する法律(平成二十三年法律第 号)

(行政事件訴訟法の一部改正に伴う経過措置)

第二十八條 この法律の施行前に前条の規定による改正前の行政事件訴訟法の規定に基づき提起された関西空港会社を被告とする抗告訴訟(附則第六条第二項の規定により会社が承継することとなる権利及び義務に関するものを除く)の管轄については、なお従前の例による。

(公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律の一部改正)

第二十九條 公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律の一部を次のように改正する。

第二条中「及び成田国際空港」を「並びに成田国際空港及び大阪国際空港」に改める。

第十一条第一項、第十六条の前の見出し及び同条第一項中「成田国際空港」の下に「又は大阪国際空港」を加える。

第二十条中「周辺整備空港」の下に「(他の法令の規定により機構以外の法人がその周辺における航空機の騒音により生ずる障害を防止するための事業及びその周辺における生活環境の改善に資するための事業を行うこととされているものとして政令で定める空港を除く。第二十八条第一項第三号及び第四号において同じ。)」を加える。

第二十一条中「大阪府」を「福岡県」に改める。

第二十三条第二項中「四人以内」を「二人」に改める。

第二十八條第一項中第三号を削り、第四号を第三号とし、第五号を第四号とし、第六号を第五号とする。

第三十条第一項中「から第三号まで」を「及び第二号」に改める。

第三十三条中「及び第三号」を削る。

(独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律の一部改正)

第三十条 独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成十三年法律第四十号)の一部を次のように改正する。

別表第一中「関西国際空港株式会社」の項を削り、国立大学法人の項の次に次のように加える。

新関西国際空港株式会社

関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する法律(平成二十三年法律第 号)

理に関する法律(平成二十三年法律第 号)

別表第二 関西国際空港株式会社の項を次のように改める。

新関西国際空港株式会社

- 一 関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する法律（以下この項において「設置管理法」という。）第九条第一項の事業に係る業務のうち関西国際空港に係るものであつて、次のいずれかに該当するもの
イ 関西国際空港及び設置管理法第九条第一項第二号に規定する施設の設置（これらの建設に係るものを除く。）及び管理の事業に係る業務
ロ 設置管理法第九条第一項第三号の政令で定める施設及び同項第六号に規定する施設の管理の事業に係る業務
ハ イ又はロに規定する事業に附帯する事業に係る業務
- 二 設置管理法第九条第一項の事業に係る業務のうち大阪国際空港に係るもの
- 三 設置管理法第九条第二項に規定する事業に係る業務

（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第二十一条 この法律の施行前に前条の規定による改正前の独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（次項において「旧独法等情報公開法」という。）の規定に基づき関西空港公社がした行為及び関西空港公社に対してなされた行為（附則第六条第二項の規定により公社が承継することとなる権利及び義務に関するものを除く。）については、なお従前の例による。

2 この法律の施行前に旧独法等情報公開法の規定に基づき機構がした行為及び機構に対してなされた行為（附則第六条第三項の規定により公社が承継することとなる権利及び義務に関するものに限る。）は、前条の規定による改正後の独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律の規定に基づき公社がした行為及び公社に対してなされた行為とみなす。

（特別会計に関する法律の一部改正）

第三十二条 特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）の一部を次のように改正する。

第二百一条 第四項第一号へ中、「関西国際空港株式会社（昭和五十九年法律第五十三号）第七條の四第二項若しくは第十條」を削り、「又は成田国際空港株式会社を、成田国際空港株式会社法に改め、〔附則第十二條第二項の下に「又は関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する法律（平成二十三年法律第 号）第十四條」を加え、同号中「又は関西国際空港株式会社法第十三條第一項」を削る。〕

附則第五十三條第三項中「関西国際空港株式会社法（昭和五十九年法律第五十三号）第七條の四第二項若しくは第十條」を削る。

（特別会計に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第三十三條 旧関西空港公社法第七條の四第二項又は第十條の規定による政府の貸付金については、第十四條の規定による貸付金とみなして特別会計に関する法律第二百一條第四項の規定を適用する。

（空港整備法及び航空法の一部を改正する法律の一部改正）

第三十四條 空港整備法及び航空法の一部を改正する法律（平成二十年法律第七十五号）の一部を次のように改正する。

第十條 国土交通委員会会議録第六号 平成二十三年四月十二日【参議院】

附則第三条第一項中「新空港法第四条」を「空港法第四条」に、「新空港法第四条第一項第五号」を「同法第四条第一項第六号」に改める。

附則第五条中「新空港法第四条第一項第五号」を「空港法第四条第一項第六号」に改める。
（公文書等の管理に関する法律の一部改正）

第三十五條 公文書等の管理に関する法律（平成二十一年法律第六十六号）の一部を次のように改正する。

別表第一 中 関西国際空港株式会社の項を削り、国立大学法人の項の次に次のように加える。

新関西国際空港株式会社

関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する法律（平成二十三年法律第 号）

別表第二 関西国際空港株式会社の項を次のように改める。

新関西国際空港株式会社

- 一 関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する法律（以下この項において「設置管理法」という。）第九条第一項の事業に係る業務のうち関西国際空港に係るものであつて、次のいずれかに該当するもの
イ 関西国際空港及び設置管理法第九条第一項第二号に規定する施設の設置（これらの建設に係るものを除く。）及び管理の事業に係る業務
ロ 設置管理法第九条第一項第三号の政令で定める施設及び同項第六号に規定する施設の管理の事業に係る業務
ハ イ又はロに規定する事業に附帯する事業に係る業務
- 二 設置管理法第九条第一項の事業に係る業務のうち大阪国際空港に係るもの
- 三 設置管理法第九条第二項に規定する事業に係る業務

航空法の一部を改正する法律案

航空法の一部を改正する法律

航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）の一部を次のように改正する。

第八条の三 第二項中「呈示しなければ」を「提示しなければ」に改め、同条第三項中「き損しては」を「毀損しては」に改める。

第二十四条中「自家用操縦士」を「自家用操縦士 准定期運送用操縦士」に改める。

第二十五条第一項及び第二十八条第一項ただし書中「自家用操縦士」の下に「准定期運送用操縦士」を加える。

第三十二条を次のように改める。

第三十二条 航空身体検査証明の有効期間は、当該航空身体検査証明を受ける者が有する技能証明の資格ごとに、その者の年齢及び心身の状態並びにその者が乗り組む航空機の運航の態様に応じて、国土交通省令で定める期間とする。

第三十三条第一項中「又は自家用操縦士」を「自家用操縦士又は准定期運送用操縦士」に改める。

第三十四条第一項中「定期運送用操縦士」の下に「若しくは准定期運送用操縦士」を加え、「第三十五條の二第一項において同じ」を削り、同条第二項中「その」を「機長としてその」に改め、同項第一号中「又は自家用操縦士」を「自家用操縦士又は准定期運送用操縦士」に改める。

第三十五條第一項中「左に」を「次に」に、「ために行なう」を「ために行う」に改め、同項第一号及び第二号中「行なう」を「行う」に改め、同項第三号中「行なう」を「行う」に、「当該航空機」を「機長として当該航空機」に改める。

第三十五條の二第二項中「定期運送用操縦士の資格についての技能証明」を「定期運送用操縦士若しくは准定期運送用操縦士の資格についての技能証明(当該技能証明について限定をされた航空機の種類が同項の国土交通省令で定める航空機の種類であるものに限る。)」に改め、同項第一号中「当該航空機」を「機長として当該航空機」に、「又は」を「当該技能証明について限定をされた航空機の種類が第三十四條第一項の国土交通省令で定める航空機の種類であるものに限る。）」又は「に改め、同項第二号及び第三号中「当該航空機」を「機長として当該航空機」に改める。

第七十一條の二の次に次の見出し及び二条を加える。
(特定操縦技能の審査等)

第七十一條の三 操縦技能証明を有する者は、航空機の操縦に従事するのに必要な知識及び能力であつてその維持について確認することが特に必要であるもの(以下この条において「特定操縦技能」という。)を有するかどうかについて、操縦技能審査員(特定操縦技能の審査を行うのに必要な経験、知識及び能力を有することについて国土交通大臣の認定を受けた者をいう。第四項及び第三十四條において同じ。)の審査を受け、これに合格していなければ、当該操縦技能証明について限定をされた範囲の航空機について次に掲げる行為を行つてはならない。この場合において、当該審査は、当該行為を行う日前国土交通省令で定める期間内に受けたものでなければならぬ。

一 航空機に乗り組んで行うその操縦

二 第三十五條第一項各号又は次条第一項の操縦の練習の監督

三 第三十五條の二第一項の計器飛行等の練習の監督

2 前項の規定は、同項の期間内に国土交通省令で定める方法により特定操縦技能を有することが確認された場合又は国土交通大臣がやむを得ない事由があると認めて許可した場合には、適用しない。

3 第一項の認定の基準、同項の審査の方法その他同項の認定及び同項の審査に関する細目的事項は、国土交通省令で定める。

4 国土交通大臣は、操縦技能審査員が前項の国土交通省令の規定に違反したときは、当該操縦技能審査員に対し、第一項の審査の業務の運営の改善に必要な措置をとるべきことを命じ、六月以内において期間を定めて当該審査の業務の全部若しくは一部の停止を命じ、又はその同項の規定による認定を取り消すことができる。

第七十一條の四 前条第一項の規定は、操縦技能証明及び航空身体検査証明を有する者で同項の期間内に同項の規定による審査に合格していないものが当該操縦技能証明について限定をされた範囲の航空機に乗り組んで行う操縦の練習のために行う操縦であつて、当該操縦の練習が機長として当該航空機を操縦することができると技能証明及び航空身体検査証明を有する者の監督(機長として当該航空機を操縦することができると技能証明を有する者の監督)を受けることが困難な場合にあつては、機長として当該航空機を操縦することができると認めて国土交通大臣が指定

した者の監督)の下に行われるものについては、適用しない。

2 第三十五條第二項の規定は、前項の操縦の練習の監督を行う者について準用する。

3 第一項の指定の手続その他同項の指定に関する細目的事項は、国土交通省令で定める。

第六百三十四條第一項中第八号を第九号とし、第七号を第八号とし、第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

六 操縦技能審査員

第六百四十五條の三第二号中「又は第七十八條第四項」を「及び第七十八條第四項」に改め、「含む。」の下に「第七十一條の三第四項」を加える。

第六百四十八條第一号中「又は第四十四條第五項」を「及び第四十四條第五項」に改める。

第六百五十條第一号の二中「き損した」を「毀損した」に改め、同条第一号の五中「第三十五條の二第二項」の下に「及び第七十一條の四第二項」を加え、同条中第五号の三を第五号の四とし、第五号の二を第五号の三とし、第五号の次に次の一号を加える。

五の二 第七十一條の三第一項の規定に違反して、航空機の操縦、操縦の練習の監督又は計器飛行等の練習の監督を行つた者

第六百六十二條中「又は第三十六條」を「第三十六條又は第七十一條の四第三項」に改める。

別表自家用操縦士の項の次に次のように加える。

准定期運送用操縦士	航空機に乗り組んで次に掲げる行為を行うこと。 一 機長以外の操縦者として、構造上、その操縦のために二人を要する航空機の操縦を行うこと。 二 機長以外の操縦者として、特定の方法又は方式により飛行する場合に限りその操縦のために二人を要する航空機であつて当該特定の方法又は方式により飛行するものの操縦を行うこと。
-----------	---

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第七十一條の二の次に見出し及び二条を加える改正規定、第六百三十四條第一項及び第六百四十五條の三第二号の改正規定、第六百五十條の改正規定(同条第一号の二の改正規定を除く。)、並びに第六百六十二條の改正規定は、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(経過措置)

第二条 国土交通大臣は、前条ただし書に規定する規定の施行の日(以下この条及び附則第六條において「一部施行日」という。)前においても、この法律による改正後の航空法(以下「新法」という。)第七十一條の三第一項の認定に相当する認定(以下この条において「相当認定」という。)を行うことができる。

2 相当認定を受けた者は、一部施行日前において、新法第七十一條の三第一項の審査に相当する審査(以下この条において「相当審査」という。)を行うことができる。

3 相当認定の基準、相当審査の方法その他相当認定及び相当審査に関する細目的事項は、国土交通省令で定める。

4 国土交通大臣は、相当認定を受けた者が前項の国土交通省令の規定に違反したときは、当該相当認定を受けた者に対し、相当審査の業務の運営の改善に必要な措置をとるべきことを命じ、六月以内において期間を定めて当該相当審査の業務の全部若しくは一部の停止を命じ、又はその相当認定を取り消すことができる。

5 国土交通大臣は、相当審査の業務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、相当認定を受けた者に対し、その業務に関し報告をさせ、又はその職員に、相当認定を受けた者の事務所その他の事業場に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

6 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証票を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

7 第五項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

8 第四項の規定による命令に違反した者は、百万円以下の罰金に処する。

9 第五項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対して虚偽の陳述をした者は、百万円以下の罰金に処する。

10 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前二項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して、当該各項の刑を科する。

11 一部施行日において現に相当認定を受けている者は、新法第七十一条の三第一項の認定を受けた者とみなす。この場合において、同条第四項中「前項」とあるのは、「前項又は航空法の一部を改正する法律(平成二十三年法律第 号)附則第二条第三項」とする。

12 相当審査に合格した者に対する新法第七十一条の三第一項の規定の適用については、同項中「審査を受け」とあるのは「審査又は航空法の一部を改正する法律(平成二十三年法律第 号)附則第二条第二項に規定する相当審査を受け」と、「当該審査」とあるのは「これらの審査」とする。

13 一部施行日前に第四項の規定によりされた命令は、一部施行日以後は、新法第七十一条の三第四項の規定によりされた命令とみなす。

第三条 この法律の施行の際現にこの法律による改正前の航空法(次条において「旧法」という。)第三十一条第一項の航空身体検査証明を受けている者の当該航空身体検査証明の有効期間については、新法第三十二条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(処分、手続等の効力に関する経過措置)

第四条 この法律の施行前に旧法(これに基づく命令を含む。)の規定によつてした処分、手続その他の行為であつて、新法(これに基づく命令を含む。)に相当する規定があるものは、これらの規定によつてした処分、手続その他の行為とみなす。

(登録免許税法の一部改正)

第五条 登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。

別表第一第三十二号(中)「又は同法を、同法」に改め、「の耐空検査員の認定」の下に「又は同法第七十一条の三第一項(特定操縦技能の審査の操縦技能審査員の認定)を加え、同号(中)ヲをワとし、二からルまでを示からヲまでとし、ハの次に次のように加える。

二 准定期運送用操縦士の技能証明 技能証明の件数 一件につき六千円

別表第一第三十二号(中)に次のように加える。

力 操縦技能審査員の認定 認定件数 一件につき三千円

(登録免許税法の一部改正に伴う経過措置)

第六条 この法律の施行の日から一部施行日の前日までの間に受ける前条の規定による改正後の登録免許税法別表第一第三十二号(中)に掲げる認定に係る同号の規定の適用については、同号(中)「同法第七十一条の三第一項(特定操縦技能の審査の操縦技能審査員の認定)」とあるのは「航空法の一部を改正する法律(平成二十三年法律第 号)附則第二条第一項(操縦技能審査員の認定に相当する認定)」に規定する相当認定(以下単に「相当認定」という。）」と、同号(中)力中「操縦技能審査員の認定」とあるのは「相当認定」とする。

平成二十三年四月十二日印刷

平成二十三年四月二十五日発行

参議院事務局

印刷者 国立印刷局

A